

自立支援推進校・共生推進校
3年間の取組みと今後の方向性

平成21年6月

大阪府教育委員会

はじめに

平成18年6月の学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）に伴い、これまでの障がいの種類や程度に応じ特別な場で指導を行う「特殊教育」から障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への転換が示された。

大阪府では、これまで、ノーマライゼーションの理念のもと、すべての幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、その可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づき地域で自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を進めてきた。

平成20年5月現在、府内の小・中学校の支援学級の設置率は、98.3%であり、12,784人の障がいのある児童生徒が在籍しており、府内支援学校の在籍者数は、6,842人となっている。また、高等学校には、約1,250人の障がいのある生徒が在籍している。

このような中、府教育委員会が高等学校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実を図るため、平成18年度から制度化した「自立支援推進校」「共生推進校」の取組みも3年を終えようとしている。

この間、これらの取組みに対する生徒・保護者のニーズは高く、入学者選抜の状況等においても、平成18年度から21年度の4年間の入学者選抜の平均倍率は3.48倍であり、公立高等学校の前期選抜の平均倍率1.46倍と比較しても極めて高い。

大阪府教育委員会では、平成20年7月の大阪府学校教育審議会答申「これからの大阪の教育がめざす方向について」の趣旨をふまえ策定した『大阪の教育力』向上プラン（平成21年1月）において、自立支援推進校及び共生推進校の今後の整備について、『ともに学び、ともに育つ』教育を推進し、今後の取組みの充実に向けて、生徒・保護者のニーズ、地域バランス等を考慮しつつ、計画的に整備する」との内容を示した。

今後の計画的な整備を進める上で、府学校教育審議会答申でも指摘されているように、制度化から3年を終えるこの時期に、これらの取組みの3年間の成果及び課題等について検証することが必要であると考え、その内容をとりまとめることとした。

本報告では、自立支援推進校、共生推進校のそれぞれの取組みについて、入学者選抜、校内支援体制、教育課程、進路指導等いくつかの項目に分けて、データを交えながら成果と課題等について検証し、今後の方向性について示している。

今後は、これらの取組みの課題と成果をふまえ、取組みの一層の充実を図るとともに、とりわけ成果については、他の府立高等学校や府内市町村教育委員会等へ発信してまいりたい。

【もくじ】

I 制度化にあたって

1 制度化にいたる経緯	1
2 実施校の配置状況	1
3 各校の取組み状況	3
4 実施校への支援体制（会議等の設置）	3

II 自立支援推進校

1 入学者選抜	
（1）志願状況	6
（2）応募資格	7
（3）選抜方法、合格者の決定等	8
2 通学区域・通学時間等	8
3 校内支援体制	
（1）教員等の配置・役割等	10
（2）校内委員会の設置状況等	11
（3）コーディネーターの役割等	12
4 教育課程・指導内容等	
（1）教育課程の編成	13
（2）指導方法	14
5 個別の教育支援計画、個別の指導計画	16
6 進路指導	
（1）進路指導体制	17
（2）就労支援	18
7 関係機関との連携	
（1）医療機関	19
（2）福祉機関	19
（3）労働機関	19

Ⅲ 共生推進校

1	入学者選抜	
	(1) 志願状況	2 1
	(2) 応募資格	2 2
	(3) 選抜方法	2 2
2	通学区域・通学時間等	2 2
3	校内支援体制	
	(1) 教員等の配置・役割等	2 3
	(2) 校内委員会の設置状況等	2 5
	(3) コーディネーターの役割等	2 6
4	教育課程・指導内容等	
	(1) 教育課程の編成	2 6
	(2) 指導方法	2 7
5	個別の教育支援計画、個別の指導計画	2 8
6	進路指導	
	(1) 進路指導体制	2 9
	(2) 就労支援	2 9
7	本校との連携	3 0
8	関係機関との連携	
	(1) 医療機関	3 1
	(2) 福祉機関	3 1
	(3) 労働機関	3 1

Ⅳ 今後の方向性

1	自立支援推進校・共生推進校	
	(1) 今後の方向性	3 3
	(2) 他の府立高等学校への発信	3 3
	(3) 共生推進校における本校との連携	3 4
	資料編	3 6

I 制度化にあたって

1 制度化にいたる経緯

平成12年7月、大阪府教育委員会は、「高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ方策」について、大阪府学校教育審議会の「今後、知的障がいのある生徒の後期中等教育の在り方について審議を深め、一定の方向性を見出していくためには、早急に研究調査校を指定し、引き続き検討することが重要である。」との提言の趣旨をふまえ、平成13年度から5年間にわたる「知的障がいのある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」を府立高等学校4校（平成14年度に大阪市立高校1校、平成15年度に府立高等学校1校をさらに指定）において実施した。（表1参照）

平成17年8月の大阪府学校教育審議会答申（巻末資料I-1《大阪府学校教育審議会答申概要版》参照）では、全国に先駆けて知的障がいのある生徒の高等学校への受入れを施策として展開していく意義は大きいことから、今後の方向性として、高等学校の学科内にコースを設ける「調査研究を継承する取組み」と高等学校と支援学校が連携する新たな「調査研究の趣旨を活かした取組み」の2つの方式が示された。

府教育委員会は、本答申の趣旨をふまえ、平成17年10月に「大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針」を策定し、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進し、知的障がいのある生徒の高等学校における学習機会の充実を図るため、平成18年度から知的障がい生徒自立支援コース（以下、「自立支援コース」という。）を設置する自立支援推進校と府立たまがわ高等支援学校の共生推進教室を設置する共生推進校を制度化した。

《表1》 調査研究校一覧

学校名	学科名	所在市	通学区域
府立園芸高校（H15～H17）	農業に関する学科	池田市	府内全域
府立阿武野高校（H13～H17）	普通科	高槻市	1区
府立柴島高校（H13～H17）	総合学科	東淀川区	府内全域
府立西成高校（H13～H17）	普通科（総合選択制）	西成区	3区
府立松原高校（H13～H17）	総合学科	松原市	府内全域

* 大阪市立桜宮高等学校（H14～H17）

2 実施校の配置状況

平成18年度の制度化に伴い、府立高等学校9校に自立支援コースを設置し、自立支援推進校とした。また、府立高等学校1校に府立たまがわ高等支援学校の共生推進教室を設置し、共生推進校とした。（表2、3、4参照）

《表2》 自立支援推進校一覧

学校名	学科名	所在市	通学区域
府立園芸高校	農業に関する学科	池田市	府内全域
府立阿武野高校	普通科	高槻市	1区
府立柴島高校	総合学科	東淀川区	府内全域
府立枚方なぎさ高校	普通科（総合選択制）	枚方市	2区
府立八尾翠翔高校	普通科（総合選択制）	八尾市	3区
府立西成高校	普通科（総合選択制）	西成区	3区
府立松原高校	総合学科	松原市	府内全域
府立堺東高校	総合学科	堺市	府内全域
府立貝塚高校	総合学科	貝塚市	府内全域

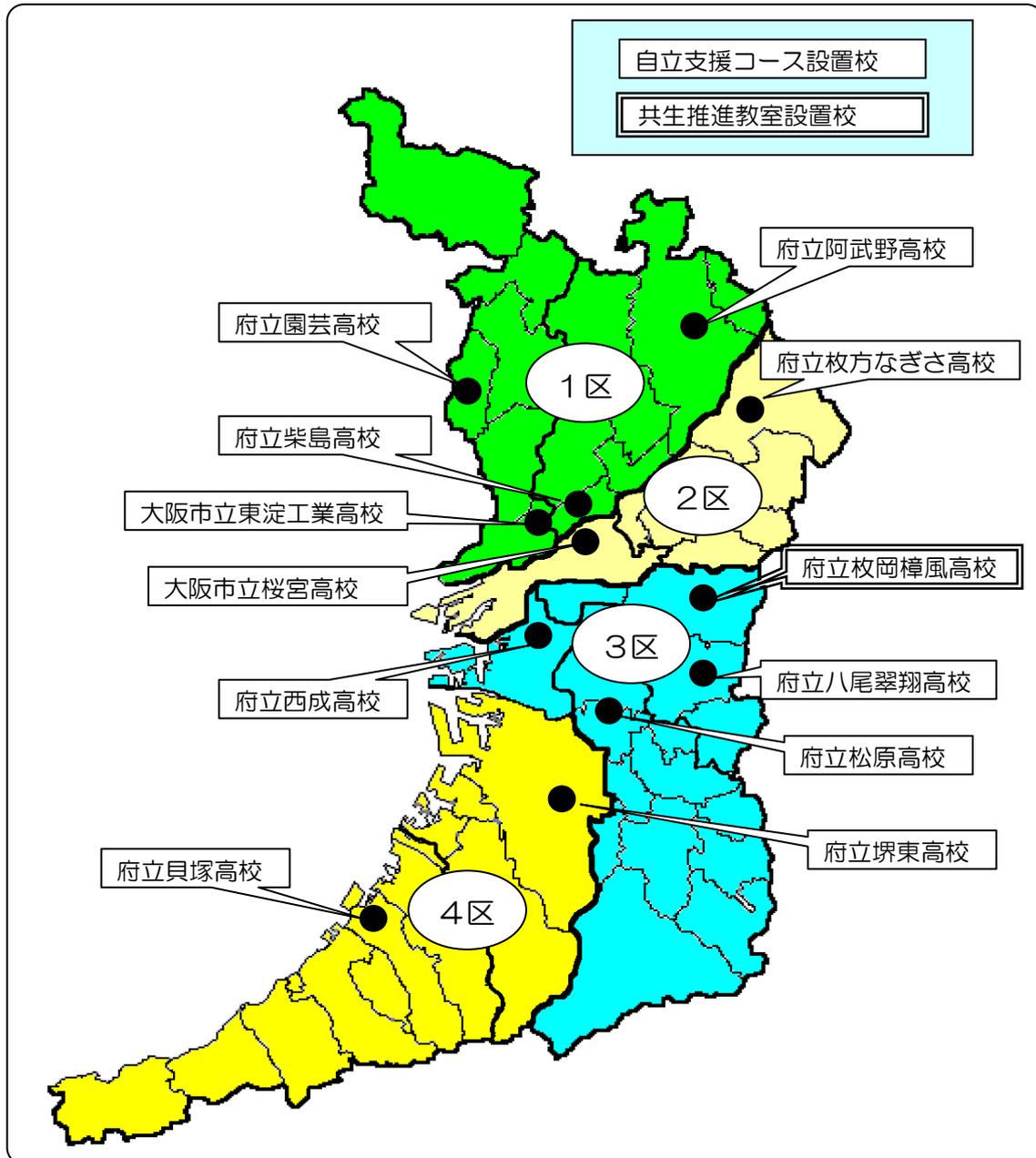
* 大阪市立桜宮、東淀工業高校においても自立支援コースを設置

《表3》 共生推進校

学校名	学科名	所在市	通学区域
府立枚岡樟風高校	総合学科	東大阪市	府内全域

* 本校は、たまがわ高等支援学校

《表4》 実施校配置図（自立支援コース設置校〔大阪市立を含む〕・共生推進校）



3 各校の取組み状況

各校とも、自立支援コース・共生推進教室が設置されたことをふまえ、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進している。自立支援コース・共生推進教室の生徒たちは、学習活動はもとより、クラス活動、部活動、生徒会活動等に積極的に参加し、障がいのない生徒との学びや交遊を通して、自立心や社会性、持続的に物事に取り組む力を高める等、集団の中で生活する力をつけている。

周囲の生徒は、障がいのある生徒とともに学ぶことを自然に捉え、級友として自然に接することで、相互に人格と個性を尊重し、支え合う姿勢を育てており、卒業生が母校の学習サポーター（10ページ「3（1）②学習サポーター活用等」参照）となる等、次代の共生社会を担う人材が育ってきている。

各校の仲間づくりの具体的な取組みとして、自立支援コースの生徒と同じ中学校等から進学してきた仲間が自立支援コースの生徒を学年集会等で紹介したり、周囲の生徒との関わりを深めるため、障がいのある生徒とない生徒がともに参加するサークルやボランティア部等への参加を呼びかけるなどの例があげられる。

生徒間の自然な関わりでは、昼休みや放課後の交流をきっかけに、文化祭での自立支援コースの展示発表を周囲の生徒と一緒に準備を進めるなどの様子も報告されている。

また、保護者が、障がい者理解を進めようという思いから、学年集会等の場で、子どもの障がいの状況を話す等の状況もある。

共生推進校においても、生徒の学籍は本校である府立たまがわ高等支援学校となるが、日々、府立枚岡樟風高等学校のクラスの一員として学習はもとより生徒会活動や部活動等に取り組むなど、仲間とともに充実した学校生活を送っている。

この間、各校とも、5年間の調査研究の取組みの成果等をふまえ、校内支援体制の構築、教育課程の編成や授業内容の工夫、卒業後を見すえた進路指導等に取り組んでいる。

とりわけ、新たに自立支援コース・共生推進教室を設置した学校は、積極的に調査研究校の取組みに学び、各校の特色を活かした教育の充実に努めている。

4 実施校への支援体制（会議等の設置）

平成18年度の制度化に伴い、自立支援推進校及び共生推進校の取組みの充実を図るため、学識経験者や福祉、労働等の関係機関等が参画する「自立支援推進校・共生推進校連絡会議」を設置し、本制度について協議を重ねている。また、各校の課題を整理、検討し、情報共有を図ることを目的に「校長連絡会」、「担当者連絡会」、「養護教諭連絡会」等を必要に応じて開催してきた。

ここでは、それぞれの会議等の設置の趣旨や協議内容等について紹介する。なお、それぞれの会議の開催時期やテーマ等は表5～9のとおり。

（1）自立支援推進校・共生推進校連絡会議

関係機関、関係部局の参画を得て、自立支援推進校、共生推進校に在籍する知的障がいのある生徒の教育環境の整備をはじめ「ともに学び、ともに育つ」教育の推進及び生徒の進路指導等の情報を共有する目的で設置した。

平成18年度から平成20年度まで、主に知的障がいのある生徒の卒業後の就労支援にテーマを絞り協議を進めてきた。

《表5》 自立支援推進校・共生推進校連絡会議

開催時期	内容
平成 18. 8. 24	現状報告、卒業後の就労へ向けて
平成 19. 3. 19	就労支援に向けた取組みについて
平成 19. 8. 27	ハローワーク等の関係機関との連携について
平成 20. 3. 25	卒業後の就労支援に向けた「個別の教育支援計画」の充実方策
平成 20. 8. 28	就労実現に向けた関係機関との連携（企業に対する理解啓発の取組み）
平成 21. 3. 26	3年間の取組みと今後の方向性

（2）校長連絡会

各校の校長を対象とし、校内支援体制の充実等において校長のリーダーシップが発揮できるよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に資する内容の講義を開催するとともに、各校の情報共有を図っている。

《表6》 校長連絡会

開催時期	内容
平成 18. 4. 28	講義「すべての生徒が安心して学校生活を送れるように」（人権教育企画課 首席指導主事）、各校情報交換、意見交換
平成 19. 4. 27	講義「知的障がいのある生徒の後期中等教育の課題と展望について」（教育振興室 副理事）、各校情報交換、意見交換、
平成 20. 4. 28	講義「『ともに学び、ともに育つ』教育の推進とその意義について」（高等学校課 参事）、各校情報交換、意見交換

（3）担当者連絡会

各校の担当者を対象とし、課題の整理検討や生徒の状況についての情報交換等を実施している。就労支援をはじめとする進路指導等をテーマに協議を進めてきた。

平成20年度は、各校の取組みの充実を図るため、会場を自立支援推進校とし、授業見学を行う等、他校の実践的な取組みに学ぶことができるような工夫をしている。

《表7》 担当者連絡会

開催時期	内容
平成 18. 5. 30	協議及び情報交換〔教育課程の工夫、地域連携のあり方、就労支援 等〕
平成 18. 7. 25	協議及び情報交換〔評価、教育課程の工夫、選択科目の設定 等〕
平成 18. 11. 14	協議及び情報交換〔評価の観点、教育課程編成の留意点、就労支援 等〕
平成 19. 3. 26	協議及び情報交換〔卒業生の進路、在籍生徒、中高連携の状況 等〕
平成 19. 5. 29	協議及び情報交換〔各校の課題、入学生の状況 等〕
平成 19. 7. 25	実践報告「職場実習の取組みについて」、「個別の教育支援計画について」
平成 19. 11. 19	協議及び情報交換〔就労支援の取組み、生徒の進路希望の状況 等〕
平成 20. 6. 4	講義「自立支援コースの取組みについて」（柴島高校校長） 授業見学（柴島高校）、情報交換〔生徒の状況 等〕
平成 20. 7. 23	実践報告「知的障がいのある生徒の「学習活動の共生」の実践」（松原高校指導教諭）、協議及び情報交換〔教育課程の工夫、生徒の状況 等〕
平成 20. 11. 28	講義「自立支援コースの取組みについて」（枚方なぎさ高校校長） 授業見学（枚方なぎさ高校）、情報交換〔個別の教育支援計画の作成等〕

(4) 養護教諭連絡会

校内支援体制において重要な役割を担っている養護教諭を対象とし、平成19年度から実施している。

知的障がいのある生徒に対する健康教育をはじめ、養護教諭の担う役割等についての実践報告や生徒の指導・支援に係る情報共有を行っている。

《表8》 養護教諭連絡会

開催時期	内容
平成 19. 12. 12	実践報告「知的障がいのある生徒に対する健康教育と校内支援体制における養護教諭の役割について」(柴島高校指導養護教諭)
平成 20. 12. 16	授業見学、情報交換〔自立支援推進校・共生推進校における養護教諭の取組み等〕

(5) 担当者学習会等

平成18年度から自立支援推進校等の教職員の資質向上を図るために実施している。学識経験者や支援学校教員を講師に招き、就労支援、「個別の教育支援計画」の作成等をテーマに研修という位置づけで実施している。その他、学習サポーターを対象とした研修も実施している。

《表9》 担当者学習会

開催時期	内容
平成 18. 8. 28	講義「自立活動等の取組み等について」(支援学校教諭) 講義「卒業後の就労に向けての支援のあり方について」(支援学校教諭)
平成 19. 8. 29	講義「個別の教育支援計画の作成について」(大学准教授)
平成 20. 8. 26	事例協議

II 自立支援推進校

1 入学者選抜

(1) 志願状況

【現状（課題・成果等）】

平成18年度から平成20年度選抜の3年間の志願状況（補充入学者選抜を含む）は、募集人員28人に対して、志願者が96人、97人、114人であり、志願倍率は3.43倍、3.46倍、4.07倍であった。いずれの年度も、公立高等学校前期入学者選抜の平均志願倍率（H18～H20 1.44倍）と比較して高倍率となっている。

平成21年度入学者選抜では、募集人員33人（前年比5人増）に対し、志願者114人、志願倍率3.45倍である。志願者数は昨年度と同様であったが、募集人員が増えたことから、倍率は下がった。

4年間の平均の男女比は、志願者数でほぼ7対3の割合であり、合格者数は2対1となっている。学校ごとの志願状況では、4年間の平均で見ると、1.58倍から5.67倍の幅がある。隔年で倍率の変化が見られる学校も多い。なお、平成19年度入学者選抜において、府立西成高等学校で補充入学者選抜を実施している（募集人員3人に対して志願者1人）。

《表10》 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜結果（H18～H21）

高 校 名	平成18年度				平成19年度			平成20年度			平成21年度			
	募 集 人 員	志 願 者 数	合 格 者 数	倍 率	志 願 者 数	合 格 者 数	倍 率	志 願 者 数	合 格 者 数	倍 率	募 集 人 員	志 願 者 数	合 格 者 数	倍 率
府立園芸高校	3	11	3	3.67	7	3	2.33	10	3	3.33	3	13	3	4.33
府立阿武野高校	3	13	3	4.33	10	3	3.33	13	3	4.33	3	22	3	7.33
府立柴島高校	3	11	3	3.67	16	3	5.33	15	3	5.00	3	14	3	4.67
府立枚方なぎさ高校	2	12	2	6.00	9	2	4.50	14	2	7.00	3	11	3	3.67
府立八尾翠翔高校	2	2	2	1.00	7	2	3.50	8	2	4.00	3	5	3	1.67
府立西成高校	3	4	3	1.33	4(3)	3(2)	1.33	4	3	1.33	3	7	3	2.33
府立松原高校	3	8	3	2.67	9	3	3.00	9	3	3.00	3	7	3	2.33
府立堺東高校	2	10	2	5.00	16	2	8.00	11	2	5.50	3	14	3	4.67
府立貝塚高校	2	15	2	7.50	12	2	6.00	15	2	7.50	3	9	3	3.00
市立桜宮高校	3	7	3	2.33	5	3	1.67	10	3	3.33	3	8	3	2.67
市立東淀工業高校	2	3	2	1.50	2	2	1.00	5	2	2.50	3	4	3	1.33
総 計	28	96	28	3.43	97	28	3.46	114	28	4.07	33	114	33	3.45

注（ ）内は補充入学者選抜の人数で内数 平成21年度選抜より募集人員を3人とした。

【今後の方向性】

今後の志願者数の将来推計について、中学校3年生に在籍する知的障がいのある生徒の支援学級在籍者数の推計及び平成18年度からの入学者選抜の状況等から算出を試みた。

表11の志願者予想数のグラフにあるように、5年後の平成25年度では、160人で44人の増、10年後の平成30年度では、191人で75人の増となり、志願倍率は平成25年度で4.8倍、平成30年度で5.8倍と予想される。

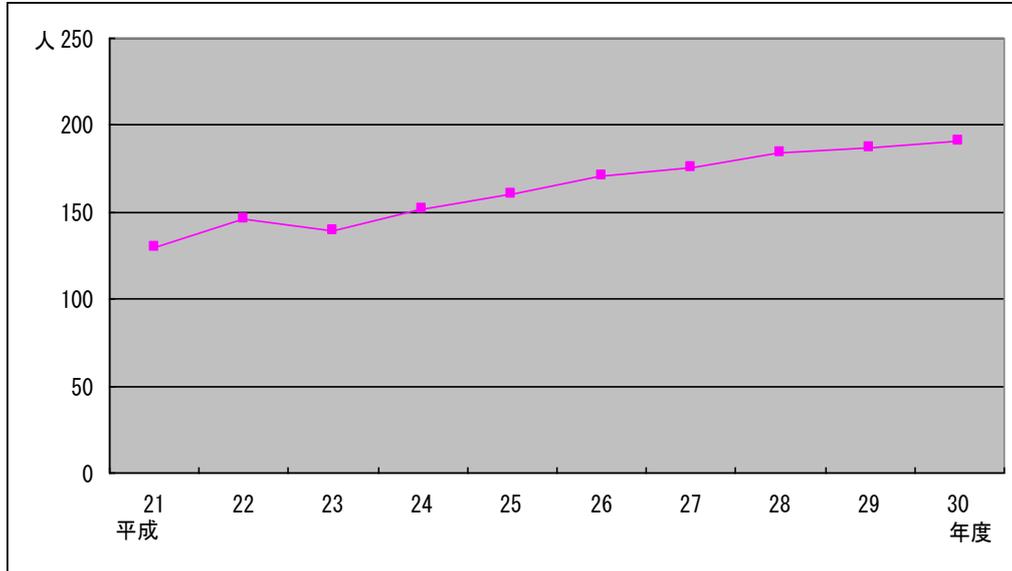
これらの背景として知的障がいのある生徒数の増加とともに、本取組みに対する生徒・保護者のニーズの高まりが考えられる。

今後の計画的な整備の第一段階として、平成21年度から、自立支援推進校・共生推進校の募集人員を各校3人とし、府全体では、大阪市立高校も含めて6人増とした。

また、平成22年度から新たに共生推進校を3校整備することとしている。

今回の募集人員や平成22年度からの実施校の拡大により、今後、志願倍率がどのように推移するのかを注意深く見守る必要がある。また、将来推計についても、適宜検証し、今後の計画的な整備を図っていく必要がある。

《表11》 自立支援推進校・共生推進校 志願者予想数



(2) 応募資格

【現状（課題・成果等）】

平成21年度自立支援コース入学者選抜方針における応募資格については、次のいずれにも該当する者としている。なお、これらの応募資格は、平成18年度入学者選抜から変更していない。

- ①平成21年3月に大阪府内の中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下、「中学校」という。）を卒業する見込みの者
- ②療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がい有すると判定を受けた者
- ③在籍する中学校長の推薦を受けた者
- ④自主的な通学が可能で、ともに学ぼうとする意欲のある者

①の「大阪府内の中学校を卒業する見込みの者」については、府内の中学校に限定している点や既卒者を含めないという内容である。

②の療育手帳に係る内容については、療育手帳の所持が必要な応募資格であることを意味している。また、「児童相談所等の公的機関により知的障がい有すると判定を受けた者」については、療育手帳の申請後、知的障がいがあるという判定を受けたが、療育手帳交付が出願日に間に合わない場合を想定したものである。

③については、中学校長が推薦書を提出することとしている。推薦書は入学者選抜の資料の一つとなる。

④の「自主的な通学」は、いわゆる自力通学とは異なり、生徒の状況によっては、保護者等の同伴による通学も含んでいる。「ともに学ぼうとする意欲のある者」については、各校において「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とする教育活動をおこなうことをよくご理解いただきたいという趣旨である。

【今後の方向性】

応募資格については、今後、検証及び検討を重ねる必要があると考えている。

とりわけ、その対象者について、平成17年8月の大阪府学校教育審議会答申では、「当分の間、次に掲げる各項目（応募資格の内容）に該当する者とするのが望ましい。」としているが、「既に中学校等を卒業した者も対象者に加えるべきとの意見もあり、今後の検討が必要である。」としている。過去4年間の選抜の平均倍率が3.60倍であることや今後の入学者選抜の状況を見極めながら検討する必要がある。（巻末資料Ⅱ-1《入学者選抜方針（H21方針）》、巻末資料Ⅱ-2《入学者選抜実施要項（H21要項）》参照）

一方では、療育手帳を所持しない者の応募や事前連絡を行わない等、中学校等の理解不足が見受けられるので、入学者選抜実施要項の更なる周知の必要がある。

（3）選抜方法、合格者の決定等

【現状（課題・成果等）】

入学者選抜の方法については、平成18年度の制度化に伴い、5年間の調査研究における選抜方法の検証等を進め、現在の入学者選抜方針、実施要項等を定めるに至っている。

入学者選抜は、学力検査は実施せず、調査書、推薦書及び面接を資料として行っている。調査書における各教科の学習の記録は、評定ではなく、文章による記載としている。

面接は、自己申告書に基づいて個人面接で実施し、面接に要する時間は20分程度で、保護者の同伴を原則としている。

各校とも、調査書、推薦書及び面接を資料として、次に示す選抜の観点等による総合的評価により合格者を決定している。（巻末資料Ⅱ-1《入学者選抜方針（H21方針）》、巻末資料Ⅱ-2《入学者選抜実施要項（H21要項）》参照）

〔選抜の観点等〕

- ① 志願した高等学校の特色の理解
- ② 中学校内外における学習や活動の状況
- ③ 様々な事柄に対する興味・関心の広さ
- ④ 他の生徒とともに学ぼうとする意欲
- ⑤ 出身中学校等、地域の関係機関との連携

【今後の方向性】

今後とも、公正、公平の原則をふまえ、知的障がいのある生徒を対象とした入学者選抜を実施していく。

2 通学区域、通学時間等

【現状（課題・成果等）】

9校の通学区域の内訳は、府内全域の学校が5校、1区が1校、2区が1校、3区が2校となっている。

生徒の通学時間は、表13にあるように、20分以内が30人で約44%、40分以内が53人で約77%となっている。60分以内が67人で全体の約97%であり、60分を超える生徒は、各年度0～1人となっている。なお、通学時間の平均は、約32分となっている。

また、通学方法では、表14にあるように、徒歩、自転車通学の生徒が40人で約58%、電車・バス等の公共交通機関による生徒が26人で約38%となっている。なお、その他

の生徒の内訳は、車椅子を使用しての通学等。

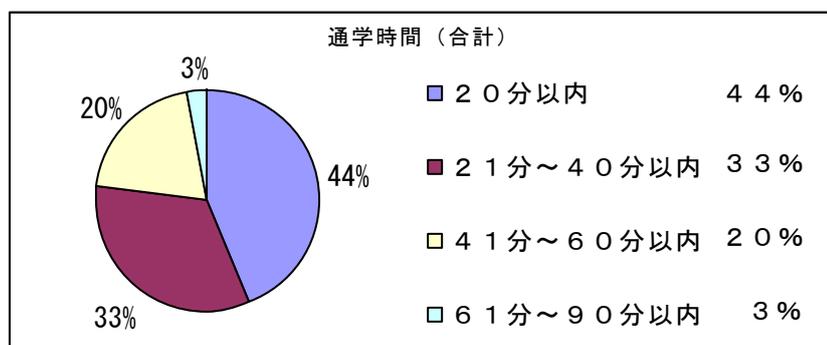
平成20年度は、通学時間が20分以内の生徒が減り、21分～40分以内の生徒が増加しており、通学方法では、徒歩や自転車で通学する生徒が減り、公共交通機関で通学する生徒が増加している。

《表12》 通学区域一覧（平成20年度）

学校名	在籍生徒数	平均通学時間	所在市	通学区域
府立園芸高校	9人	40分	池田市	府内全域
府立阿武野高校	9人	32分	高槻市	1区
府立柴島高校	9人	18分	大阪市東淀川区	府内全域
府立枚方なぎさ高校	6人	40分	枚方市	2区
府立八尾翠翔高校	6人	38分	八尾市	3区
府立西成高校	9人	31分	大阪市西成区	3区
府立松原高校	9人	25分	松原市	府内全域
府立堺東高校	6人	42分	堺市南区	府内全域
府立貝塚高校	6人	35分	貝塚市	府内全域

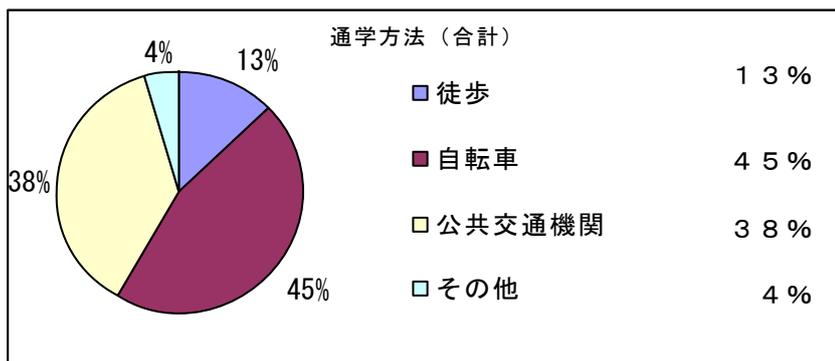
《表13》 通学時間一覧（入学時）

通学時間	H18	H19	H20	合計
20分以内	12人	11人	7人	30人
21～40分以内	6人	5人	12人	23人
41～60分以内	4人	6人	4人	14人
61～90分以内	1人	1人	0人	2人
合計	23人	23人	23人	69人



《表14》 通学方法（入学時）

通学方法	H18	H19	H20	合計
徒歩	2人	5人	2人	9人
自転車	12人	11人	8人	31人
公共交通機関	7人	6人	13人	26人
その他	2人	1人	0人	3人
合計	23人	23人	23人	69人



【今後の方向性】

今後の計画的な整備にあたっては、教育課程や教育内容、生徒・保護者のニーズ、地域バランスや通学時間（電車、バスの路線の状況）等を考慮する必要がある。

3 校内支援体制

（1）教員等の配置・役割等

【現状（課題・成果等）】

① 教員配置・非常勤講師時間数

自立支援推進校における教員配置については、在籍生徒数が7人以上（募集人員3人）の学校に2人の教員を、在籍生徒数が6人以下（募集人員2人）の学校で1人の教員を配置している。平成21年度からは、国から計18人の教員を加配措置されたことにより、従来の2人配置に国加配教員2人を合わせた1校あたり4人（9校計36人）の教員を配置することとなる。

また、非常勤講師時間数は、平成18年度から20年度の3年間では、生徒一人あたり8時間の措置をしている。平成21年度は教員4人配置に伴い、1校あたり12時間の計108時間の措置となった。年度ごとの総時間数の推移は表15のとおり。

《表15》 非常勤講師時間数

年度	総時間数	在籍生徒数
平成18年度	184時間	23人
平成19年度	368時間	46人
平成20年度	552時間	69人
平成21年度	108時間	73人

② 学習サポーターの活用等

知的障がいのある生徒の学校生活における支援のために、各校に学習サポーターを配置している。

生徒と比較的年齢の近い大学院生等が学習サポーターとして、知的障がいのある生徒に対する学習支援をはじめ学校生活全般の支援を行う制度である。その他、夏季休業中等における職場実習の際の付き添いにも活用している。

これまで、府教育委員会では、大学等と連携し学習サポーター養成委託事業等により人材育成に取り組んでいるが、各校においても近隣の大学等と連携する等、大学院生等の人材の確保に取り組んでいる。

しかしながら、生徒のニーズに応じて、継続的に年間を通じて活用できる人材の確保には困難な面がある。

調査研究校で知的障がいのある生徒とともに学んだ生徒が卒業後、母校で学習サポーターを務める等、卒業生が学習サポーターとして活躍する等の例も報告されている。

また、学習サポーターを仲立ちとして、自立支援コースの生徒と周囲の生徒のコミュニケーションの輪が広がる等の状況も報告されている。

なお、学習サポーターは生徒一人あたり48回措置しており、9校合計の措置数は表16のとおり。1日あたり3時間程度の活動を行う。1日6時間程度の活動を行う場合には、はぐくみサポーターという名称を用いている。役割は、学習サポーターと同様である。

《表16》 学習サポーター活用数

年度	回数（9校の合計）
平成18年度	1104回
平成19年度	2208回
平成20年度	3312回
平成21年度	3504回

【今後の方向性】

① 教員配置・非常勤講師時間数

今後とも、知的障がいのある生徒の教育環境及び教育内容の充実を図るために、教員や学習サポーター等の適切な配置が重要と考えている。

平成21年度からは、国から、計18人の教員が加配措置されることにより、これまでの府の措置による2人に加え4人の教員を配置することが可能となった。府の厳しい財政状況の中、非常勤講師時間数は前年の552時間から108時間へと大きく減じることとなったが、4人の教員の適切な配置による校内支援体制の充実に大きな成果が期待できる。

このような新たな人的措置をふまえ、各校では、これらの教員等をより有効に活用し、授業内容・教材の工夫等のこれまでに蓄積されたノウハウを活かしつつ、知的障がいのある生徒に対する適切な指導・支援につながるような校内支援体制作りが求められている。

② 学習サポーターの活用等

学習サポーターについては、とりわけ、自立支援コースの生徒と他の生徒とのコミュニケーションの仲立ちや放課後や休み時間の支援について効果が大きいと考えられる。

生徒の職場実習における支援でもその役割を十分に果たしており、今後とも、本制度の一層の充実を図ることが必要である。また、学習サポーターの人材確保のため、大学等との連携の強化や卒業生の積極的な活用を図ることが必要である。

(2) 校内委員会の設置状況等

【現状（課題・成果等）】

各校とも、知的障がいのある生徒に対する適切な指導・支援を図るため、校内支援体制の中核となる校内委員会を設置している。

校内委員会のメンバーは、教頭、首席、コーディネーター（12ページ「(3) コーデ

ィネーターの役割等」参照)、人権教育担当、学年主任、分掌長、養護教諭、担任等で構成され、学校全体の取組みとなるよう工夫している。

例えば、部活動顧問の校内委員会への参画や教科ごとの担当者会議を校内委員会とは別に開催する等、教職員間の情報共有が円滑に行われるように工夫している。

校内委員会の役割として、①本人の状況の把握を行い、指導・支援に必要な情報を精査し、教職員に情報提供する。②指導方針等を検討する。③校内の分掌・委員会等との調整等がある。

校内委員会の運営は、コーディネーターが中心となり、定期的で開催する学校と課題に応じて開催する学校があるが、いずれの場合も少なくとも年2～3回開催し、生徒の状況把握を行うとともに、指導・支援の方針等を検討している。

校内委員会を開催することで、生徒の状況がコーディネーターや担任だけの理解に終わるのではなく、生徒指導や進路指導等に活かされ、学校全体としての指導・支援の取組みに結びつく等の成果が確認されている。

また、校内委員会を設置することにより、情報の共有が図られているが、他の委員会や分掌のように定期的で開催することが難しく、学校全体の支援体制の中での校内委員会のあり方の検討が必要な状況にある学校もある。(巻末資料Ⅱ-3《校内支援体制状況の例》参照)

【今後の方向性】

各校ともすでに校内委員会を設置しているが、常にそのあり方や役割等について、検証し、より機能的に実効性のある委員会となるよう工夫することが必要である。

また、自立支援コースの生徒への指導・支援を通じて得た成果を、すべての生徒への指導・支援につなげるような校内支援体制の構築についても検討する必要がある。

とりわけ、平成21年度からは、教員が各校4人配置になることから、各学年に自立支援コース担当者の配置が可能となることから、学年会議等を通じて積極的な情報交換や課題等の共有を行うことができる体制づくりを進めることが必要である。

(3) コーディネーターの役割等

【現状(課題・成果等)】

各学校長は、「ともに学び、ともに育つ」教育を学校全体の取組みにするため校内支援体制を構築するとともに、コーディネーター教員を指名している。

コーディネーターは、支援体制の要であり、知的障がいのある生徒への適切な指導・支援に係る専門性に加え、校内委員会やケース会議の運営及び情報収集、担任や教科担当者等への支援、校内研修の企画・運営、カリキュラムの検討・策定、校内の各組織との連絡・調整、学習サポーター等との連絡・調整、医療、福祉、労働等の関係機関との連携窓口、職場実習の企画調整等が求められる。

なお、コーディネーターだけに支援をまかせず、学校全体で取り組む体制作りが重要である。

【今後の方向性】

入学時から卒業後の自立を見すえた指導が必要であり、個別の教育支援計画に基づく適切な指導・支援が行われるよう、コーディネーターが、より適切な教育課程の検討や出身中学校等をはじめ、地域の教育・医療・福祉・労働との連携の窓口としての役割を發揮することが必要になっている。

また、人材育成という観点から、コーディネーターの役割を担う人材を固定化せず、

様々な教職員がコーディネーターの役割を果たすことができるよう、日ごろから教職員間の協力体制を構築することが大切である。

4 教育課程・指導内容等

(1) 教育課程の編成

【現状（課題・成果等）】

自立支援推進校では、学科に自立支援コースを設けている。従って、各校においては高等学校学習指導要領に示された各学科の教育課程の条件を満たした自立支援コースの教育課程を編成している。

各校とも、高等学校学習指導要領の必履修科目の履修を満たし、各生徒の状況にも対応できるよう、学科の特徴を活かしつつ、知的障がいのある生徒の一人ひとりの状況をふまえ、さまざまな工夫を行っている。

具体的には各校の学科の教育課程の選択科目を活かしながら、自立をサポートする科目を学校設定教科・科目として設定し一人ひとりのニーズに対応した教育課程としていることなどがあげられる。(表17参照)

卒業後の就労支援の取組みとして、職場実習や作業所実習等の充実のため、2時間連続の学校設定教科・科目を設定する等の工夫をしている。特に、午後に2時間連続の授業とし、毎週企業実習や職場実習が可能になるよう、教育課程だけでなく時間割の編成についても工夫している。

このような自立支援コースの生徒一人ひとりのニーズをふまえた教育課程の工夫が、結果として他の生徒を含めた学校全体の教育課程の充実につながる等の効果も期待される。

一方、必履修科目を標準単位数での履修にとどめず、履修内容を精選し、減単位による履修としたり、時間をかけて学ぶための増単位による履修とする等、履修単位数についても工夫を行っている。

また、教育課程の編成については、入学後の生徒の状況をふまえて柔軟な教育課程の編成が可能となるよう、府教育センターのカリキュラム研究室と協議の上、7月末に一部変更を認めることとしている。

3年間の取組みの中で、学校設定科目だけでなく、クラスで学ぶ授業を進める中での教材・教具の工夫が蓄積される等の成果が報告されている。

《表17》 学校設定科目一覧

学校名	学科名	科目名	内容
府立園芸高校	農業に関する学科	自立活動	<ul style="list-style-type: none"> ・老人ホームでの交流 ・校内での調理実習や手芸、粘土細工等 ・面接練習や軽作業訓練、自己紹介文の作成等 ・ハローワークへの職業相談等
府立阿武野高校	普通科	自立活動	<ul style="list-style-type: none"> ・作業的な学習内容を取り入れることで、手先の巧緻性や集中力を高める工夫 ・近隣の作業所の見学
府立柴島高校	総合学科	作業学習	<ul style="list-style-type: none"> ・贈答品の詰め込み作業、菓子折り作業、封筒詰め込み、ハンガー組み立て・ビスねじの袋詰め ・金具部品の検査を近隣の作業所の協力で実施
府立枚方なぎさ高校	普通科 (総合選択制)	自立活動	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜作り等の農作業を中心に実施。その他、ビーズ作り、革細工等に取り組む ・就労の事前指導や近隣の作業所等での実習

府立 八尾翠翔 高校	普通科 (総合選択制)	自立活動	<ul style="list-style-type: none"> ・折り紙や母の日のカーネーション作り等を通して道具の使い方や、手先の細かな作業の訓練を実施 ・日常生活の買い物の仕方等を学習
府立 西成高校	普通科 (総合選択制)	自立活動	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の就労支援施設「にしなりWing」の実習にも参加 ・企業、作業所、訓練校見学、ハローワーク訪問 ・成果を学習活動に活用するようにしている
府立 松原高校	総合学科	生活	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生で週に1回作業所「えるで」に通い、商品の袋詰めやシール貼り、箱詰め、箱折り等の軽作業や調理実習等の生活訓練
府立 堺東高校	総合学科	生活	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の地域での自立をみすえた生活実習を実施 ・HRや授業のレポートやアンケートの仕上げ等の実施 ・企業等における職場実習の実施
府立 貝塚高校	総合学科	自立活動	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間の自立活動を通じて継続的に授業を実施 ・職業適性検査、調理実習、園芸実習等を実施 ・基礎的な工具の使い方の実習

【今後の方向性】

自立支援コースにおいては、各校とも、表17にあるように学校設定科目を設定し、将来の自立をみすえた授業を行っている。

今後、学校設定科目のさらなる充実に努めることが必要であるが、とりわけ、普通科高等学校における教育課程においては、自立支援コースについても、学校設定教科・科目の卒業認定可能な単位数が20単位であること等、高等学校の学習指導要領の規定に留意することが必要である。

なお、自立活動の科目名については、特別支援学校学習指導要領における「自立活動」の名称と同様であることから、平成21年度から科目名を変更することとしている。

また、職場実習が可能となるような時間割の編成等、卒業後の就労等を見すえた教育課程の工夫について検討する必要がある。

(2) 指導方法について

【現状（課題・成果等）】

①授業形態

授業の実施形態は、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する観点から、クラスでの指導を基本としているが、生徒一人ひとりのニーズに応じて、個別指導やグループ別指導等、次の4つの形態を組み合わせて実施している。

- ・クラスでの授業（付き添いの教員等がない）
- ・クラスでの授業（付き添いの教員等がいる）
- ・小集団授業（自立支援コースの生徒が集まり行う授業）
- ・個別の授業

それぞれの授業形態の割合の各校の平均は表18に示している。クラスで受ける授業は全体の約70%となっている。

生徒のニーズ等に応じてこれらの割合は変化するが、調査研究校の実践も含めた8年間の取組み状況をふまえると、それぞれの授業形態の割合については、表18の割合が定着してきていると考えられる。

さらに、個々の授業の中でも、サポートする場面や周囲の生徒に尋ねたりするのを待つ等、具体的な場面での指導等の工夫にも取組み出している。

《表 1 8》 授業形態の割合＜平均値＞

授業形態	割合 (%)
クラス授業 (付き添いの教員等がない)	34.3
クラス授業 (付き添いの教員等がある)	31.8
小集団授業	18.7
個別の授業	17.2

②授業内容

いずれの授業形態についても、生徒一人ひとりの状況に応じた授業内容や教材の工夫を行っている。

クラス授業は、あらかじめ、自立支援コースの生徒用のプリント等の補助教材等を用意する等、知的障がいのある生徒が授業内容をより良く理解できるような工夫を行っている。

小集団授業は、自立支援コースの生徒が集まって行う授業である。学校設定教科・科目において実施される例が多い。具体的には、生徒に卒業後の地域での自立のための力をつけるため地域の関係機関と連携する等、作業実習をはじめとする就労支援のためのプログラムを実施している（13ページ「(1) 教育課程の編成」参照）。

また、個別授業では、学習指導要領における教科の目標等に沿った授業計画を立て、スモールステップを重視した授業内容に努めている。

教職員にとっては、教材、教具の工夫や授業内容の精選（巻末資料Ⅱ-4《自立支援推進校の教材工夫例（数学Ⅰ）》参照）等を各教科の専門的な視点で考えるようになり、障がいのない生徒に対する適切な指導にもつながるといふ成果もあがっている。

③評価方法等

障がいのある児童生徒の評価については、平成13年9月の府立学校長あて教育振興室長通知（教委教第514号）（巻末資料Ⅱ-5《府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について（通知）》参照）において、「評価に当たっては、評価のあり方や評価の方法を生徒の障がいの状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。その際、知識の量のみを測るのではなく、生徒の学習の課程や成果、進歩の状況等を積極的に評価すること」としている。

この趣旨をふまえ、自立支援コースの生徒の評価についても、高等学校の学習指導要領に示す目標に照らして、他者との比較ではなく目標に準拠した評価（絶対評価）を重視し、生徒一人ひとりのよい点や可能性等多様な側面、進歩の様子等を把握する個人内評価を行っている。

評定については、他の生徒と同様、各教科の評価の観点及びその趣旨をもとに、各教科・科目で評価基準を作成して評価したものを5段階で示している。

【今後の方向性】

①授業形態

授業形態については、障がいのある生徒と障がいのない生徒がともに学ぶ機会であるクラス授業を基本とし、小集団授業、個別授業を生徒一人ひとりの状況に応じて行うことが望ましいと考える。

授業形態の割合については、現在のクラス授業が全体の70%、小集団授業と個別授業が30%の割合が定着していることから、今後は、それぞれの授業内容の充実を

図っていくことが重要であるとする。

そのためにも、生徒一人ひとりの障がいの状況を把握し、個別の指導計画に基づく授業のあり方の検討が必要である。

また、生徒の成長に結びついたサポートの場面や方法等の成果を、発信することで府立高等学校全体の授業力向上の参考とすること等も考えられる。

②授業内容

今後は、知的障がいのある生徒に対する学習指導の充実を図るため、学習指導要領の各教科の目標や内容をふまえ、知的障がいのある生徒に対する適切な授業内容の工夫や教材の開発等に取り組む等、一層の授業内容の充実に取り組むことが重要と考えている。また、各校で開発された教材の蓄積や情報共有化を図り、その成果を他の高等学校へ発信するシステムを構築する必要がある。例えば、府教育センターのカリナビと連携し教材・教具の提供等が考えられる。

③評価方法等

校長連絡会議や担当者会議等の機会を通じて、各校の教職員が目標に準拠した評価（絶対評価）を重視し、生徒一人ひとりのよい点や可能性等多様な側面、進歩の様子等を把握する個人内評価を行うことができるよう、評価のあり方について理解を深めていく。

5 個別の教育支援計画、個別の指導計画

【現状（課題・成果等）】

府教育委員会では、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成・活用の促進を図るため、「平成19年度第2回自立支援推進校・共生推進校連絡会議」において「個別の教育支援計画」の充実方策をテーマに協議するとともに、「個別の教育支援計画」をテーマとした担当者学習会の実施や担当者会議等における情報共有等に努めてきた。

平成20年度には、すべての実施校において「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」が作成されている。（表19参照）

今後は、中学校等から「個別の教育支援計画」を引き継いだ例がこの3年間で15例と少ないため、中学校等との連携をはじめ一貫した支援体制の構築を図ることが必要である。

《表19》 個別の教育支援計画・個別の指導計画作成状況

	H18		H19		H20	
	支援計画	指導計画	支援計画	指導計画	支援計画	指導計画
府立園芸高校	—	—		○	○	○
府立阿武野高校	—	—		○	○	○
府立柴島高校	—	—	○	○	○	○
府立枚方なぎさ高校	—	—	○	○	○	○
府立八尾翠翔高校	—	—		○	○	○
府立西成高校	—	—	○	○	○	○
府立松原高校	—	—		○	○	○
府立堺東高校	—	—		○	○	○
府立貝塚高校	—	—		○	○	○
作成率	—	—	33.3%	100%	100%	100%

*平成18年度データなし

【今後の方向性】

各校において、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成は100%であり、今後は活用の充実を図る必要がある。

とりわけ、入学後の速やかな支援体制の構築のため、生徒の出身中学校等が作成した「個別の教育支援計画」の円滑な引継ぎや保護者の参画の促進も重要である。

また、医療、労働、福祉等の関係機関との連携のさらなる充実を図り、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の効果的な活用に努めることが大切である。

6 進路指導

(1) 進路指導体制

【現状（課題・成果等）】

各校とも、生徒・保護者のニーズをふまえ、生徒の卒業後の地域での自立に向けて、進路指導体制の充実を努めている。

例えば、自立支援委員会等に進路指導部の教員が参画したり、コーディネーターをはじめ自立支援コースの担当者が進路指導部に所属する等、生徒一人ひとりの状況を把握し、適切な進路指導となるよう心がけている。また、職場実習先を確保するため、すべての教職員が、企業訪問時に、自立支援コースの生徒の職場実習への協力を併せて要請する等の取組みを行っている。

進路指導のあり方については、自立支援推進校・共生推進校連絡会議においても就労支援をテーマに協議を重ね、各校の進路指導体制の充実につながるよう関係機関との連携強化に取り組んでいる。（3ページ「4 実施校への支援体制（1）自立支援推進校・共生推進校連絡会議」参照）

なお、調査研究校における卒業生の進路状況は表20のとおりで、5年間の就職者は全体の約28%となっている。

また、今年度、はじめて専門学校に進学した。このように進路希望は多様化しており、学校全体の進路指導との連携がますます重要となっている。

《表20》 進路状況一覧（H21年3月 現在）

卒業年度 (入学年度)	H15 (H13)	H16 (H14)	H17 (H15)	H18 (H16)	H19 (H17)	H20 (H18)	合計
進学						1人	1人
就職	2人	1人	4人	1人	4人	7人	19人
公共職業能力開発施設等	1人	1人		4人	2人	5人	13人
障がい者移行支援施設	1人	3人	3人		1人	5人	13人
更生施設（旧）				1人		1人	2人
授産施設（旧）	2人	1人	2人	3人	2人	2人	12人
在宅（ディサービス利用）	2人	1人	1人	1人	1人		6人
その他（未定含む）		1人				2人	3人
合計	8人	8人	10人	10人	10人	23人	69人

【今後の方向性】

今後とも、労働機関、福祉機関との一層の連携に努め、職場実習先の確保等就労支援に努めるとともに、卒業後も地域での継続的な支援が行われるよう関係強化に努める必要がある。

また、生徒の多様な進路希望をふまえた情報収集に努めるとともに、障害者自立支援法をはじめとする法令の趣旨等について周知に努めることが必要である。

(2) 就労支援

【現状（課題・成果等）】

各校とも、職場実習先の確保のため、全教職員が企業訪問し求人や職場実習の依頼を行っている。また、コーディネーターや進路指導担当教員が新聞の折込広告等を参考に、地域の企業を訪問し、職場実習の協力を依頼する等した。

平成18年度から、関係機関との連携の充実を図るため、ハローワーク等が参加する府教育委員会主催の「ブロック別進路指導関係機関連絡会」に、新たに自立支援推進校も対象とした。

また、府教育委員会、大阪労働局、学校の三者が、学校を所管するハローワークを訪問する等就労支援に努めている。

職場実習先の確保については、大阪府庁での職場実習機会を提供するとともに、経済団体との連携、企業開拓強化事業等により充実させることができた。(19ページ「7 関係機関との連携(3)労働機関」参照) 企業や府庁での職場実習に参加した生徒は、就労に向けた意欲が高まる等の成果が報告されている。

また、平成20年度に「障がいのある生徒の就労と企業の貢献を考える」をテーマに開催されたイベント「人と仕事をつなぐ企業のつどい」にすべての自立支援推進校が参加し、企業との交流を深めた。(19ページ「7 関係機関との連携(3)労働機関」参照)

《表21》 職場実習等状況一覧 (H18~H20)

年度 実習先等 学校名	H18				H19				H20			
	企業		作業所等		企業		作業所等		企業		作業所等	
	会社数	人数	施設数	人数	会社数	人数	施設数	人数	会社数	人数	施設数	人数
府立園芸高校	2	4	2	4	3	6	2	2	4	8	2	5
府立阿武野高校	1	1	7	12	3	4	2	2	0	0	4	5
府立柴島高校	3	1	1	9	0	0	1	9	4	1	1	9
府立枚方なぎさ高校	0	0	0	0	2	2	0	0	6	6	1	2
府立八尾翠翔高校	0	0	3	3	1	1	4	5	4	4	5	9
府立西成高校	4	3	4	5	5	3	1	5	8	6	2	6
府立松原高校	0	0	2	6	0	0	3	14	6	16	4	11
府立堺東高校	0	0	2	4	3	5	6	12	12	23	8	16
府立貝塚高校	0	0	1	2	2	2	1	4	3	4	1	4
合計	10	9	22	45	19	23	20	53	47	68	28	67

【今後の方向性】

就労支援に関しては、就労に結びつく可能性のある職場実習を含めた総合的な取り組みが必要であり、そのため商工労働部や労働局、経済団体等との関係強化に努めるとともに、各学校や生徒の居住地の地元企業との連携がさらに必要になっている。

この間、福祉、労働、教育の三部局が連携し、より効果のある障がい者の就労支援施策の再構築に取り組んできた。この連携により、平成21年度から自立支援推進校、共生推進校の生徒も対象とし、企業開拓から職場定着に至る一貫した就労支援を図っていく。

加えて、経済団体等の理解、協力を得て、生徒のニーズをふまえた職場実習先の確保等についても引き続き取り組んでいく。(19ページ「7 関係機関との連携(3)労働機関」参照)

また、教育課程や学習内容においても、就労に関する知識や意欲を高めて行くとともに、個々の生徒の就労に関する関心や意欲を育てるよう、高等学校のキャリア教育を踏まえた取り組みが必要である。

7 関係機関との連携

【現状(課題・成果等)】

(1) 医療機関

各校においては、生徒・保護者のニーズをふまえ、医療機関との連携を行っている。医療機関との連携では日常の生徒の様子把握が重要であることから、日々の体調管理等養護教諭が大きな役割を担った。とりわけ、入学時に保護者との連携のもと、主治医から学校生活上の配慮事項を把握し、必要な事柄を整理する等専門性に基づく取り組みがなされた。

(2) 福祉機関

生徒・保護者への適切な指導・支援のため、学校が所在する市の福祉担当課や子ども家庭センターとの連携を継続的に行っている。個別のケースを通じて、個々の生徒の支援や家庭に対する支援等、具体的な場面をめぐって情報の共有や支援策を検討する等、連携また、生徒の卒業年次になり、居住地の福祉機関との連携等にも取り組み始めている。

生徒・保護者が卒業後も安心して相談することができるよう、生徒・保護者のニーズをふまえ、在学中から、福祉機関等との連携を継続的に行うことが大切である。

(3) 労働機関

平成18年度の第2回自立支援推進校・共生推進校連絡会議において、「実効性のある関係機関との連携及び就労に結びつく取り組みが必要」との提言を受け、平成19年度には、大阪労働局よりハローワークに対して就労支援に係る協力依頼(巻末資料Ⅱ-6《大阪労働局通知》参照)が行われるとともに、府教育委員会、大阪労働局、学校の三者で、各学校を所管するハローワークを訪問し、就労支援について協力要請を行った。

このような中、各学校とハローワークとの連携も進み、職場実習先の紹介や就労の情報提供等を受け、就労に結びついた例も報告されている。

また、平成20年度には、商工労働部及び社団法人おおさか人材雇用開発人権センター等との連携のもと、「障がいのある生徒の就労と企業の貢献を考える」をテーマに開催されたイベント「人と仕事をつなぐ企業のつどい」に参画した。このイベントには、府内の公立支援学校や自立支援コース設置校、共生推進校の生徒が参加し、学校生活の様子や就労への意欲を伝える等、参加企業への理解・啓発に大きな成果をあげた。

【今後の方向性】

(1) 医療機関

医療機関との連携については、とりわけ生徒・保護者との信頼関係の構築に努めるとともに、生徒・保護者のニーズをふまえて進めることが大切である。

また、生徒の日常の健康状態の把握等、養護教諭の果たす役割が大きいことから、養護教諭連絡会議等で連携の在り方について検討することが必要である。

(2) 福祉機関

これまで各校とも、生徒の個別のケースについて、必要に応じて連携を行ってきたが、子ども家庭センターや市町村の福祉担当課等との連携に加え、生徒の卒業後の就労や余暇利用を含めた支援を得られるよう生徒の居住地の福祉機関との連携が必要になっている。

今後は、生徒の居住地の市町村の福祉担当の部署との早期の連携が必要であり、今後は、在学中から、生徒・保護者のニーズをふまえつつ、福祉機関に関する適切な情報の周知に努めることが大切である。

(3) 労働機関

大阪府においては、「将来ビジョン・大阪」（平成20年12月策定）において、障がい者雇用に向けた取組みを促進する等、就職ナンバー1をめざすことを盛り込んだ。

また、「第3次大阪府障がい者計画（後期計画）」（平成21年3月策定）においても、今後の施策展開の方向の中で、障がい者雇用ナンバー1をめざす取組みを最重点施策として定めたところである。

大阪府では、今後、条例等により、大阪府と契約している企業に法定雇用率を守ることを求めたり、障がいのある人それぞれにあった仕事を作り出す取組み等を進めていくこととしている。

このような中、生徒一人ひとりの状況をふまえつつ、大阪労働局、ハローワークをはじめ、商工労働部・福祉部との一層の連携を図り、企業への理解・啓発や職場実習先の確保等の取組みの充実を図っていくことが重要である。

Ⅲ 共生推進校

1 入学者選抜

(1) 志願状況

【現状（課題・成果等）】

平成18年度から平成20年度選抜の3年間の志願状況は表22のとおり。平成18年度は、募集人員2人に対して志願者1人で0.5倍であった。合格者が募集人員に満たないことから追加募集を実施し、募集人員1人に対して4人の志願者があった。平成19年度は、志願者3人で1.5倍、平成20年度は志願者2人で1.0倍であった。

平成18年度から平成20年度の平均倍率は、1.67倍（追加募集の志願者を含む）であり、自立支援推進校と比較して高いとは言えない状況である。

これらの原因の一つとして、府立たまがわ高等支援学校や自立支援コース設置の府立八尾翠翔高等学校の隣接等が考えられるが、特定することは困難である。

平成21年度は、募集人員3人（前年比1人増）に対して志願者8人で2.67倍となった。過去3年間の志願倍率と比べ、高倍率となった背景として、通学区域の拡大（大阪府内全域）や共生推進校の取組みの理解が進んでいること等が考えられる。

《表22》 共生推進教室入学者選抜結果（H18～H21）

学 校 名	平成18年度				平成19年度			平成20年度			平成21年度			
	募 集 人 員	志 願 者 数	合 格 者 数	倍 率	志 願 者 数	合 格 者 数	倍 率	志 願 者 数	合 格 者 数	倍 率	募 集 人 員	志 願 者 数	合 格 者 数	倍 率
府立 枚岡樟風	2	5(4)	2(1)	2.50	3	2	1.50	2	2	1.00	3	8	3	2.67

*注 ()内は追加募集の人数で内数 平成21年度選抜より募集人員を3人

【今後の方向性】

今後の志願者数の将来推計について、中学校3年生に在籍する知的障がいのある生徒の支援学級在籍者数の推計及び平成18年度からの入学者選抜の状況等から算出を試みた。

《表23》 自立支援推進校・共生推進校 志願者予想数（再掲）

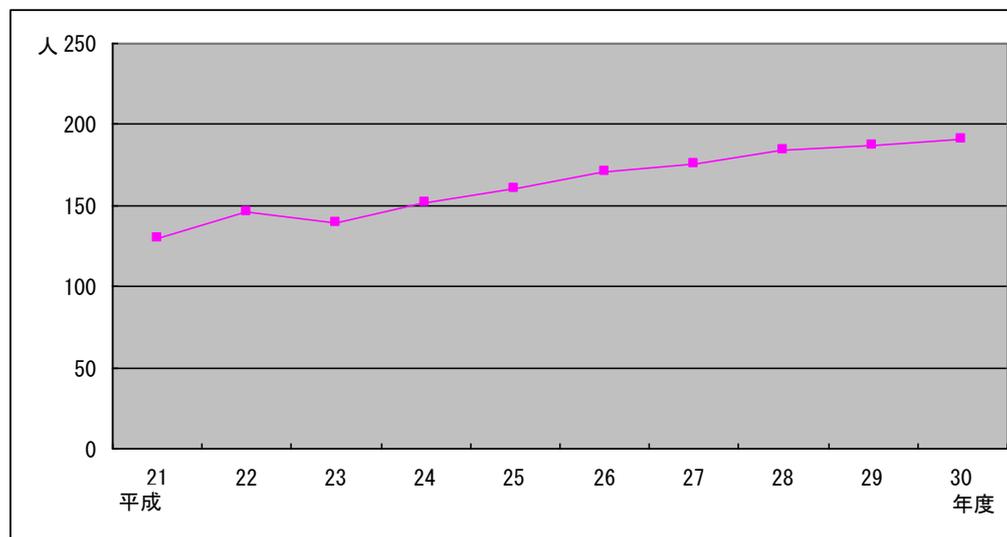


表 2 3 の志願者予想数のグラフでは、5 年後の平成 2 5 年度では 1 6 0 人で 4 4 人の増、1 0 年後の平成 3 0 年度では 1 9 1 人で 7 5 人の増が見込まれる。

これらの背景として知的障がいのある生徒数の増加とともに、本取組みに対する生徒・保護者のニーズの高まりがあると考えられる。

今後の計画的な整備の第一段階として、平成 2 1 年度から、自立支援推進校・共生推進校の募集人員を各校 3 人とし、府全体では大阪市立高等学校を含めて 6 人増とした。

また、平成 2 2 年度から新たに共生推進校を 3 校整備することとしている。

今回の募集人員や実施校の拡大により、今後、志願倍率がどのように推移するのかを注意深く見守る必要がある。また、将来推計についても、適宜検証し、今後の計画的な整備を図っていく必要がある。

新たな 3 校の設置にあたっては、生徒・保護者のニーズをふまえるとともに、平成 1 8 年度の共生推進教室の入学選抜において志願者数が募集人員に満たないという状況もあったことから、生徒・保護者に対する本取組み内容の十分な周知に努める必要がある。

(2) 応募資格

【現状（課題・成果等）】

応募資格については、知的障がい生徒自立支援コース入学選抜と同様である。7 ページの「Ⅱ 自立支援推進校 1 入学選抜（2）応募資格」を参照されたい。（巻末資料Ⅲ－1《入学選抜方針（H21）》、巻末資料Ⅲ－2《入学選抜実施要項（H21）》参照）

【今後の方向性】

応募資格については、知的障がい生徒自立支援コース入学選抜と同様、今後とも、これらの応募資格について、検証及び検討を重ねる必要があると考えている。

とりわけ、「大阪府内の中学校等を卒業する見込みの者」について、今後の志願倍率や生徒・保護者のニーズをふまえ、さらに検討する必要があると考えている。

(3) 選抜方法

【現状（課題・成果等）】

選抜方法についても、知的障がい生徒自立支援コース入学選抜と同様である。8 ページの「Ⅱ 自立支援推進校 1 入学選抜（3）選抜方法、合格者の決定等」を参照されたい。（巻末資料Ⅲ－2《入学選抜実施要項（H21）》、巻末資料Ⅲ－3《入学選抜実施細目（H21）》参照）

【今後の方向性】

今後とも、公正、公平の原則をふまえ、知的障がいのある生徒を対象とした入学選抜を実施していく。

2 通学区域・通学時間等

【現状（課題・成果等）】

平成 1 8 年度から平成 2 0 年度の入学選抜においては、共生推進教室の通学区域を本校である府立たまがわ高等支援学校と同じ「大阪市を除く府内全域」としてきた。

府立枚岡樟風高等学校（総合学科）の通学区域は府内全域であるため、大阪市在住者は府立枚岡樟風高等学校への志願はできるが、共生推進教室への志願はできなかった。

このような状況をふまえ、共生推進教室を希望する大阪市在住の生徒が、同じ中学校

等の生徒とともに、府立枚岡樟風高等学校に志願することができるよう、平成21年度入学者選抜から通学区域を共生推進教室設置の高等学校の通学区域に合わせて「府内全域」と変更した。

生徒の通学時間は、20分以内が3人で50%、40分以内は5人で約83%となっている。60分以内が6人で全体の100%であり、60分を超える生徒はいない。(表24参照)

また、通学方法では、表25にあるように、徒歩、自転車通学の生徒が3人で50%、電車・バス等の公共交通機関による生徒が3人で50%となっている。

《表24》 通学時間（入学時）

通学時間	H18	H19	H20	合計
20分以内	1人	0人	2人	3人
21～40分以内	1人	1人	0人	2人
41～60分以内	0人	1人	0人	1人
61～90分以内	0人	0人	0人	0人
合計	2人	2人	2人	6人

《表25》 通学方法（入学時）

通学方法	H18	H19	H20	合計
徒歩	0人	0人	0人	0人
自転車	1人	0人	2人	3人
公共交通機関	1人	2人	0人	3人
その他	0人	0人	0人	0人
合計	2人	2人	2人	6人

【今後の方向性】

平成22年度に新たに設置する共生推進校3校の配置にあたっては、地域バランスや生徒・保護者のニーズに加えて、設置校の教育課程や通学の利便性等についても考慮する必要がある。なお、新たに設置する共生推進校の通学区域についても設置する高等学校の通学区域とすることが望ましい。

3 校内支援体制

(1) 教員等の配置・役割等

【現状（課題・成果等）】

① 教員配置・非常勤講師時間数

共生推進教室に配置する教員は、府立たまがわ高等支援学校の教員であり、共生推進教室の生徒の学籍が支援学校となることから、設置した学級数に応じて国から基本教員を措置されることとなる。平成18年度・平成19年度は2人、平成20年度は4人の教員を配置している。平成21年度についても4人の教員配置となる。(表26参照) なお、非常勤講師時間数を措置していない。

また、府立枚岡樟風高等学校における教育活動に支障がでないよう、共生推進教室の教員は府立枚岡樟風高等学校の教員の兼務辞令、府立枚岡樟風高等学校の教員は府立たまがわ高等支援学校本校（以下、「本校」という。）の教員の兼務辞令を受けている。

《表 2 6》 教員配置

年度	教員配置数
平成 1 8 年度	2 人
平成 1 9 年度	2 人
平成 2 0 年度	4 人
平成 2 1 年度	4 人

② 学習サポーター

共生推進教室の生徒と府立枚岡樟風高等学校の生徒とのコミュニケーションの仲立ちや学校生活への支援等に重要な役割を担っている。平成 1 9 年度から生徒一人あたり 3 5 回を措置している。活用数の総数は表 2 7 のとおり。

自立支援推進校と同様に、府教育委員会としても学習サポーター養成委託事業等により人材育成に取り組んでいるが、近隣の大学等と連携する等、大学院生等の人材の確保に取り組んでいる。

しかしながら、生徒のニーズに応じて、継続的に年間を通じて活用できる人材の確保には困難な面がある。

《表 2 7》 学習サポーター活用回数

年度	活用回数
平成 1 8 年度	予算措置なし
平成 1 9 年度	1 4 0 回
平成 2 0 年度	2 1 0 回
平成 2 1 年度	2 4 5 回

【今後の方向性】

① 教員配置・非常勤講師時間数

今後とも国から基本教員として措置された教員配置を進めていくこととなる。支援学校の基準に基づき 1 学級（学級定員数 8 人）で 2 人の教員配置が可能であるが、現在の在籍生徒数が 1 学年 2 人の計 6 人であることから、2 学級の認定となり 4 人の教員配置となっている。

なお、平成 2 1 年度から募集人員を 3 人としており、生徒の在籍数の増に伴い、学級数を 3 と認定することで 6 人の教員配置が可能となる。

② 学習サポーター

学習サポーターについては、とりわけ、自立支援推進校と同様に、コミュニケーションの仲立ちや放課後や休み時間の支援について効果が大きいと考えられる。共生推進校においても「コミュニケーションの仲立ち」等の趣旨が活かされており、その役割を十分に果たしている。

今後とも、本制度の一層の充実を図るとともに、人材確保のための大学等との連携の強化を図ることが必要である。知的障がいのある生徒の学校生活への支援及び「ともに学び、ともに育つ」教育の推進における学習サポーターの果たす役割が大きいことから、引き続き、共生推進校についても学習サポーターの制度の活用の充実を図る必要がある。

また、府の厳しい財政状況の中ではあるが、職場実習の機会の充実を図る必要もあることから、自立支援コース同様、生徒一人あたり48回の活用数を確保することが望ましい。

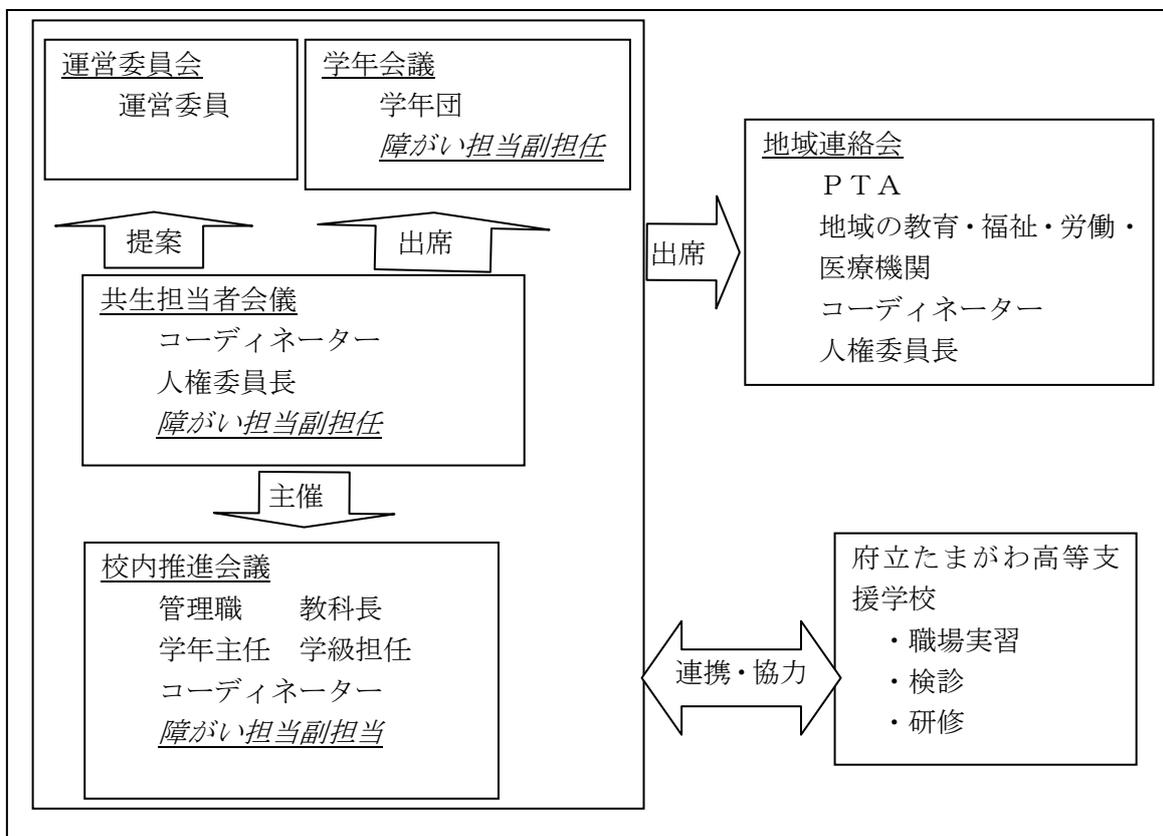
(2) 校内委員会の設置状況等について

【現状（課題・成果等）】

共生推進教室担当者会議（以下、共生担当者会議）のメンバー中心に校内推進会議を開催している。コーディネーター等が各学年に所属し、情報の共有に努めている。また、運営委員会にコーディネーターが参加し、学校全体の取組みになるよう工夫している。

なお、共生担当者会議や校内推進会議を校内の分掌や校内委員会の位置づけにする等の工夫が必要である。校内支援体制を表28で示している。

《表28》 枚岡樟風高校の校内支援体制



【今後の方向性】

今後の校内支援体制の充実を図るにあたり、本校との連携・協力が円滑に進むような体制作りが必要である。とりわけ、本校での学習（26ページ「4 教育課程・指導内容等（1）教育課程の編成」参照）や職場実習の一層の充実を図るには、学校行事、教育課程、進路指導計画等を担当する教職員の日常的な連携が不可欠である。

また、「個別の教育支援計画」等の作成をはじめ、生徒の適切な指導・支援について、本校の教職員の専門性を活かした助言等を教職員全体で共有化することが必要である。

(3) コーディネーターの役割等

【現状（課題・成果等）】

コーディネーターの役割は、自立支援推進校と同様、知的障がいのある生徒への適切な指導・支援に係る専門性に加え、校内委員会やケース会議の運営及び情報収集、担任や教科担当者等への支援、校内研修の企画・運営、カリキュラムの検討・策定、校内の各組織との連絡・調整、学習サポーター等との連絡・調整、医療、福祉、労働等の関係機関との連携窓口、職場実習の企画調整等があげられる。

これらの役割に加え、共生推進校のコーディネーターは、本校との連携の窓口となる。現在、コーディネーターは、府立枚岡樟風高等学校の教員が担当している。

【今後の方向性】

平成21年度から、生徒のニーズをふまえ、本校における職業に関する専門教科・科目を学ぶことができるようにすることとしており、両校の緊密な連携・協力が不可欠となる。（26ページ「4 教育課程・指導内容等（1）教育課程の編成【今後の方向性】」参照）

今後は、従来の役割に加えて、本校及び就労支援のための関係機関との連携のための窓口としての役割が重要となる。

とりわけ、共生推進教室の生徒の本校での職業に関する専門教科・科目の学習にあたっては、学校行事や時間割の調整、生徒の引率、本校でのチームティーチングの教員の配置等、調整は多岐にわたる。コーディネーターだけでは負担が大きく、学校全体の取組みとなるようコーディネーターの役割を複数の教員で受け持つ等の工夫が必要となる。

4 教育課程・指導内容等

(1) 教育課程の編成

【現状（課題・成果等）】

共生推進教室の教育課程は、支援学校高等部の学習指導要領に基づき編成することとなる。高等学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成する自立支援推進校と比べて、授業や生徒一人ひとりの状況に応じた柔軟な教育課程の編成が可能である。

こうした利点を活かし、総合学科の多様な選択科目を設定する府立枚岡樟風高等学校の教育課程をベースに共生推進教室の生徒一人ひとりの状況に応じた教育課程を編成している。

制度上、教育課程の編成や単位認定等において、府立枚岡樟風高等学校の生徒と異なる点も多い。

しかしながら、共生推進教室の生徒と府立枚岡樟風高等学校の生徒への指導に本質的な相違が生じるわけではなく、自立支援推進校と同様、「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とすることに何ら相違はない。

また、本校との連携・協力のもと、本校での職場実習の取組みに参加することが可能となるよう教育課程を工夫し、生徒・保護者のニーズをふまえつつ、職場実習の充実に取り組んでいる。（30ページ「7 本校との連携」参照）

【今後の方向性】

府立枚岡樟風高等学校での学びを通じた自立心やコミュニケーション能力等の育成をはかるとともに、本校での職業に関する専門教科・科目の学びを通じた職業観・勤労感の育成という二つの観点を柱とした教育課程の編成を行うことが重要である。

(2) 指導方法

【現状（課題・成果等）】

①授業形態

授業の実施形態は、自立支援推進校と同様、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する観点から、クラスでの指導を基本としているが、生徒一人ひとりのニーズに応じて、個別指導やグループ別指導等、次の4つの形態を組み合わせ実施している。

- ・クラスでの授業（付き添いの教員等がない）
- ・クラスでの授業（付き添いの教員等がいる）
- ・小集団授業（共生推進教室の生徒が集り行う授業）
- ・個別の授業

なお、府立枚岡樟風高等学校の生徒とともに学ぶクラス授業の割合は、表29にあるように全体の62%となっている。現在、府立枚岡樟風高等学校1校だけの取組みであり、在籍生徒数6人という小人数であることから、単純な数値による比較はできないが、自立支援推進校の平均値と比較するとやや低いことになる。

「ともに学び、ともに育つ」教育の充実を図ることが大切であることから、今後とも、生徒・保護者のニーズをふまえつつ、クラスで授業を受ける機会の一層の充実を図る必要がある。

《表29》 授業形態 割合一覧

授業形態	割合 (%)
クラス授業（付添いなし）	36.0
クラス授業（付添いあり）	26.0
小集団授業	18.0
個別の授業	20.0

②授業内容

府立枚岡樟風高等学校においては、旧府立食品産業高等学校の学校設備を活かした食品製造や工業等の選択科目が設置されている。

これらの選択科目を活用し、共生推進教室の生徒・保護者のニーズをふまえ、高等学校のキャリア教育の充実とともに、職業教育の充実を図っている。今後は、本校との連携をさらに強め、職業に関する専門教科の充実を図る必要がある。

なお、それぞれの授業形態についての授業内容や教材の工夫及び指導方法等は、自立支援推進校と同様であり、14ページの「Ⅱ 自立支援推進校 4 教育課程・指導内容等 (2) 指導方法について」を参照されたい。

③評価方法等

知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ取組みであることから、とりわけ、府立枚岡樟風高等学校の生徒とともに学ぶ教科、科目においては、自立支援推進校と同様、平成13年9月の府立学校長あて教育振興室長通知〔教委教第514号〕（巻末資料Ⅱ-6《府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について（通知）》参照）の趣旨をふまえ、他者との比較ではなく目標に準拠した評価（絶対評価）を重視し、生徒一人ひとりのよい点や可能性等多様な側面、進歩の様子等を把握する個人内評価を基本としている。（15ページ「Ⅱ 自立支援推進校、(2) 指導方法について ③評価方法等」参照）

【今後の方向性】

①授業形態

授業形態の割合については、現在のクラス授業が全体の62%、小集団授業と個別授業が38%となっている。今後は、自立支援推進校においてクラス授業70%、小集団授業と個別授業30%の割合が定着していることをふまえて、それぞれの授業内容の充実を図っていくことが重要であるとする。

これらの形態に加えて、平成21年度から本校で職業に関する専門教科の授業を受講する形態が加わる。(30ページ「7 本校との連携」参照)

②授業内容

これまでの多様な選択科目を活用した学びに加えて、本校における職業教育に関する専門教科を受講することとなる。府立枚岡樟風高等学校のクラス授業とともに、卒業後の就労等を通じた社会的自立を見据えた職業に関する専門教科・科目等を学ぶこととなる。

本校での学習については、1年生の本校で学ぶ時間数を週当たり2時間とし、生徒の状況をふまえ、学年進行に伴い、時間数を段階的に増やすことが必要である。

また、本校での職業に関する専門教科での学びとともに、府立枚岡樟風高等学校の授業「産業社会と人間」の時間やHR時に実施されるキャリア教育の充実を図ることが重要である。

③評価方法等

評価にあたっては、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ取組みであることから、自立支援推進校と同様、各校の教職員が目標に準拠した評価（絶対評価）を重視し、生徒一人ひとりのよい点や可能性等多様な側面、進歩の様子等を把握する個人内評価の行うことができるよう、評価のあり方について理解を深めることができるよう努めることが重要である。

また、本校における職業に関する専門教科、科目における評価については、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成・活用を進める中で、生徒一人ひとりのニーズをふまえ、その方法やあり方等について更なる検討を進めることが必要である。

5 個別の教育支援計画、個別の指導計画

【現状（課題・成果等）】

府教育委員会では、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成・活用の促進を図るため、「平成19年度第2回自立支援推進校・共生推進校連絡会議」において「個別の教育支援計画」の充実方策をテーマに協議するとともに、「個別の教育支援計画」等をテーマとした担当者学習会における研修の実施や担当者会議等における情報共有等に努めてきた。

自立支援推進校と異なり、共生推進校においては、支援学校高等部の学習指導要領に計画の作成が義務付けられており、平成18年度から「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」とも作成している。

現在、個別の生徒の指導・支援について本校の教職員のアドバイスを求める等の状況があるが、計画の作成、実施、評価、改善等のそれぞれの段階で、本校の教職員の専門性を活かす工夫をする必要がある。

【今後の方向性】

自立支援推進校同様、入学後の速やかな支援体制の構築と生徒の状況の把握のため「個別の教育支援計画」等の作成を行い、活用の充実を図る必要がある。

とりわけ、生徒の出身中学校等との連携を図り、中学校等が作成した「個別の教育支援計画」の円滑な引継ぎに取り組む必要がある。同時に、卒業後、保護者が「個別の教育支援計画」を進路先へ提示することから、計画の作成にあたっては、保護者の参画を求めるとともに保護者とともに作成するという姿勢が大切である。

また、本校との連携・協力体制の一層の充実を図り、定期的に両校でケース会議を開催する等、本校教員の専門性を活用して、本校及び共生推進校での学習や職場実習における生徒一人ひとりの状況に応じた計画の作成、実施、評価、改善等の充実を図る必要がある。

6 進路指導

(1) 進路指導体制

【現状（課題・成果等）】

共生推進教室の担当者が進路指導部に所属する等日常的に連携が取れる体制を構築している。また、自立支援推進校と同様に企業訪問時に職場実習を依頼をする等進路開拓に取り組んでいる。さらに、府立たまがわ高等支援学校の職場実習に参加する等共生推進教室の特色をいかした取組みが行われている。

また、総合学科の特色を活かした、豊富な専門教育に関する科目が選択可能であり共生推進教室の生徒も積極的に選択している。専門教育に関する科目を通じて職業観の育成が進んだと考えられる。

専門教育や府立たまがわ高等支援学校との連携等、両校の協力の成果として民間企業への就職が可能となった。

【今後の方向性】

入学時から、生徒一人ひとりの状況やニーズをふまえ、さまざまな機会を活用した「キャリア教育」の充実により、自らの進路を選択・決定し自己実現できることをめざす進路指導体制をより充実することが重要である。また、府立枚岡樟風高等学校の教職員全体の取組みとなるような校内支援体制の構築を進める必要がある。本校との職場実習の連携においても一部の教職員の連携にとどめない取組みとすることが大切である。

とりわけ、両校の教職員はそれぞれの進路指導の進め方について情報共有するとともに、両校の進路指導のノウハウを有効に活用する等、より適切な指導につなげることが重要である。

(2) 就労支援

【現状（課題・成果等）】

就労支援の取組みについては、本校との連携協力のもと、本校が実施する職場実習に参加し、就労支援の充実を図っている。(30ページ「7 本校との連携」参照)

平成18年度から、関係機関との連携の充実を図るため、ハローワーク等が参加する府教育委員会主催の「ブロック別進路指導関係機関連絡会」に、新たに共生推進校も対象とした。

また、教育委員会、大阪労働局、学校の三者が、学校を所管するハローワークを訪問する等就労支援に努めている。

職場実習先の確保については、大阪府庁での職場実習機会を提供するとともに、経済団

体との連携、企業開拓強化事業等により充実させることができた。(19ページ「7 関係機関との連携(3)労働機関」参照)企業や府庁での職場実習に参加した生徒は、就労に向けた意欲が高まる等の成果が報告されている。

また、平成20年度に「障がいのある生徒の就労と企業の貢献を考える」をテーマに開催されたイベント「人と仕事をつなぐ企業のつどい」に参加し、企業との交流を深めた。(31ページ「8 関係機関との連携(3)労働機関」参照)

【今後の方向性】

就労支援に関しては、就労に結びつく可能性のある職場実習を含めた総合的な取組みが必要であり、そのため商工労働部や労働局、経済団体等との関係強化に努めるとともに、各学校や生徒の居住地の地元企業との連携がさらに必要になっている。

この間、福祉、労働、教育の三部局が連携し、より効果のある障がい者の就労支援施策の再構築に取り組んできた。この連携により、平成21年度から自立支援推進校、共生推進校の生徒も対象とし、企業開拓から職場定着に至る一貫した就労支援を図っていく。

加えて、経済団体等の理解、協力を得て、生徒のニーズをふまえた職場実習先の確保等についても引き続き取り組んでいく。(32ページ「8 関係機関との連携(3)労働機関」参照)

7 本校との連携

【現状(課題・成果等)】

本校との連携については、これまで主に職場実習の取組みを中心に行われてきた。(表30参照)1年次から職場見学や職場実習等を実施し、学年進行とともにその機会の充実に努めている。

共生推進教室の生徒についても、生徒のニーズをふまえ、本校教職員が開拓した企業等の実習先で職場実習に参加する等、両校の教職員が連携・協力し、卒業後の地域での就労を通じた自立を図るための取組みを進めてきた。平成20年度卒業生には、職場実習から就労に結びついた例も報告されている。

また、平成20年度には、府立枚岡樟風高等学校の教職員が開拓した近隣の作業所等での職場実習に取り組んだ例も報告されている。(表31参照)

両校が連携した職場実習の取組みを進めるうえで、よりきめ細やかな両校の教職員の連携協力体制の構築や府立枚岡樟風高等学校におけるキャリア教育を活かした職場実習の取組みの充実が求められる。

ただ、本校の施設や教職員の専門性を活かした職業教育の充実についての連携強化等に課題が残る。

また、検診については、両校の養護教諭が連携し、府立枚岡樟風高等学校の生徒とともに受診しているが、耳鼻科、眼科等の検診は府立枚岡樟風高等学校の定期健診項目にないことから本校で受診している。

その他、支援学校の生徒が高等学校で学ぶ取組みであることから、就学奨励費の手続き等、事務職員の連携も行っている。

また、府立枚岡樟風高等学校として、作業所での実習等にも取り組んでいる。

《表 3 0》 府立たまがわ高等支援学校における職場実習の取組み状況

学年	1 年生		2 年生		3 年生	
実習時期	6 月	1 1 月	6 月	1 1 月	6 月	9 月
実習期間	1 週間	1 週間	2 週間	2 週間	2 週間	2 週間
備考	6 月は職場見学					

《表 3 1》 職場実習等状況一覧 (H18~H20)

平成 1 8 年度				平成 1 9 年度				平成 2 0 年度			
企業等		作業所等		企業等		作業所等		企業等		作業所等	
会 社 数	人 数										
2	2	0	0	4	4	0	0	7	7	1	1

【今後の方向性】

今後の両校の一層の連携・協力の充実を図ることが大切である。とりわけ、職場実習や本校での学習の一層の充実を図ることが重要である。

このため、平成 2 1 年度から、生徒のニーズ等もふまえ、府立枚岡樟風高等学校のキャリア教育の充実と本校の職業に関する専門教育を学ぶことができるシステムの構築を行った。今後は、卒業後を見すえた個別の教育支援計画の作成、活用についても、本校での学習の状況や職場実習を通じた本校の教員の専門性を活用することが必要である。

また、共生推進教室の生徒を対象にしたものではなく、府立たまがわ高等支援学校と府立枚岡樟風高等学校に在籍する生徒全員を対象とした学校間交流等の充実を図っていくことも必要である。

なお、検診等については、新たに設置する共生推進校についても、本校との円滑な連携のもと、耳鼻科、眼科等の受診ができるようなシステムを構築することが望ましいが、本校と共生推進校との距離や受診日の調整等の課題もあり、工夫が必要である。

8 関係機関との連携

【現状（課題・成果等）】

（1）医療機関

生徒の指導・支援について、保護者との連携のもと、主治医をはじめとする医療機関との連携を図っている。

（2）福祉機関

生徒の適切な指導・支援のため、市の福祉担当課や子ども家庭センターとの連携も継続的に行っている。とりわけ、生徒・保護者が卒業後も相談できるよう在学中から学校と福祉機関との連携を継続的に行うことが必要である。

（3）労働機関

共生推進校においても、平成 1 9 年度の大阪労働局の通知（巻末資料Ⅱ－6《大阪労働局》参照）に基づき、府教育委員会、大阪労働局、学校の三者で、各学校を所管するハローワークを訪問し、協力の要請を行う等、労働機関との連携強化に努めた。

また、「障がいのある生徒の就労と企業の貢献を考える」をテーマとし、府立たまがわ高等支援学校を会場に開催された「人と仕事をつなぐ企業のつどい」に共生推進校の生徒も参加し、参加企業への理解・啓発に大きな成果をあげた。

詳細については、19ページの「Ⅱ 自立支援推進校 7 関係機関との連携（3）労働機関」を参照されたい。

【今後の方向性】

（1）医療機関

生徒・保護者との信頼関係を構築し、生徒・保護者のニーズをふまえ進めることが大切である。

また、養護教諭の果たす役割が大きいことから、養護教諭連絡会議等において、医療機関との連携のあり方について協議する等の取組みを進める必要がある。

（2）福祉機関

卒業後、生徒が就労や余暇利用を含めた支援を得られるよう、生徒の居住地の福祉機関との連携の強化が必要となる。今後は、自立支援推進校・共生推進校連絡会議においても、生徒の卒業後の支援の充実のための福祉機関等との連携のあり方について協議する必要がある。在学中から、生徒・保護者のニーズをふまえつつ、福祉機関に関する適切な情報の周知に努めることが大切である。

詳細については、20ページの「Ⅱ 自立支援推進校 7 関係機関との連携（2）福祉機関」を参照されたい。

（3）労働機関

本校との連携に加え、一層の関係機関との更なる連携の充実を図ることが必要である。福祉、労働、教育の3部局の連携による企業開拓から職場定着のための新たな取組みや経済団体等の理解、協力を得て、生徒のニーズをふまえた職場実習先の確保等についても引き続き取り組むことが必要である。

詳細については、20ページの「Ⅱ 自立支援推進校 7 関係機関との連携（3）労働機関」を参照されたい。

IV 今後の方向性

本取組みへの生徒・保護者のニーズの高さ〔入学者選抜の平均倍率3.48倍（H18～H21）〕をふまえ、『大阪の教育力』向上プランにおいて「公立高等学校前期入学者選抜の平均倍率に近づけるよう、生徒・保護者のニーズ、地域バランス等を考慮しつつ、自立支援推進校・共生推進校を整備していく」との内容を示した。

計画的な整備の第一段階として、平成21年度の入学者選抜において、すべての実施校で募集人員を3人（全体で5人増）とするとともに、平成22年度から共生推進校を新たに3校設置することとしている。

本章では、これまでの項目ごとの現状及び今後の方向性についての考え方をふまえ、主に今後の計画的な整備や取組みの方向性等を示すこととした。

1 自立支援推進校・共生推進校

（1）今後の方向性

自立支援推進校・共生推進校の今後の計画的な整備については、本取組みに対する生徒・保護者のニーズの把握や今後の取組みの状況等についての一層の検証及び検討を続けて行く必要がある。

現在、自立支援コース及び共生推進教室を設置する府立高等学校の学科は、農業に関する学科1校、総合学科5校、普通科1校、普通科総合選択制3校となっている。

知的障がいのある生徒にとって、多様な選択科目が用意されているということから、総合学科や普通科総合選択制が多くなっており、これらの選択科目での学びの成果も上がっているところである。今後の整備にあたってはこの考え方を基本とすることが望ましい。

平成22年度の新たな共生推進校の3校の設置にあたっては、現在、共生推進教室を設置している府立枚岡樟風高等学校が3区（高等学校の通学区域）に所在することをふまえ、地域バランスという観点から、1区、2区、4区にそれぞれ1校ずつ配置することが望ましい。

各学区の設置校については、自立支援コース設置の高等学校の所在地等をふまえつつ、通学の利便性（公共交通機関の路線及び最寄り駅からの距離等）や安全性に加え、設置校における地域との連携など多面的に考慮することが必要である。

また、新たに整備する共生推進校の連携先となる支援学校については、就労を通じた社会的自立を教育目標に掲げ、高等学校に在籍する知的障がいのある生徒のセンター的機能を担う府立たまがわ高等支援学校とすることが望ましい。

なお、今後の自立支援推進校・共生推進校の整備にあたっては、「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる充実を図るため、新たに設置する共生推進校を含む各校の志願状況等を検証しつつ、進めていくことが重要である。

（2）他の府立高等学校への発信

高等学校における支援教育の推進については、『大阪の教育力』向上プランの中で、全府立高等学校において、平成23年度末までに支援教育コーディネーターを指名するとともに校内委員会の設置及び機能の充実、平成25年度末までに「個別の教育支援計画」等の作成・活用の実現をめざすとの計画を示している。

今後、これらの取組みを進める各校にとって、自立支援推進校・共生推進校はモデルとなることから、他の府立高等学校に対して自立支援推進校・共生推進校の取組みの成果等を発信し、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に大きな役割を担うことが必要である。

また、校内支援体制の構築や教育課程の編成、授業内容や教材教具の工夫等の取組みは、知的障がいのある生徒にとどまらず、高等学校に在籍するすべての生徒一人ひとりのニーズをふまえた適切な指導・支援につながっており、このことの意義についても広く発信することが重要である。

(3) 共生推進校における本校との連携

府立枚岡樟風高等学校に設置の共生推進教室については、平成21年度から、本校との一層の連携・協力充実のもと、高等学校のキャリア教育と支援学校の職業に関する専門教育を学ぶ等、生徒の卒業後の就労支援の取組みの充実を図ることとした。

具体的には、従来の本校の職場実習への参加に加え、生徒のニーズをふまえ、府立枚岡樟風高等学校の生徒が本校の職業に関する専門教科の授業を受ける等の内容である。

この取組みを今後の共生推進校の特色として位置づけ、これまでの「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を基本としつつ、卒業後の就労を通じた社会的自立を図るため、本校教職員の職業教育をはじめとする専門性を活用し、生徒の職業観・勤労観等を育成することが重要である。

新たに整備する3校についても、生徒のニーズをふまえ、本校の職業に関する専門教科・科目を継続的に学ぶシステムを構築し、本校が実施する職場実習への参加等が可能となる教育課程の編成に取り組むことが必要である。

府立枚岡樟風高等学校と府立たまがわ高等支援学校の連携・協力の取組みをモデルとするが、新たな3校については、本校を府立たまがわ高等支援学校とする場合、学校間の移動に時間を要すること等に配慮する必要がある。

今後のたまがわタイプの支援学校の整備状況等をふまえつつ、当面の連携・協力のあり方について検討を重ねる必要がある。

資料編

* 各資料は本文の記載の順序に従って掲載しております

大阪府学校教育審議会 答申 概要版

平成17年8月12日

高等学校における知的障害のある生徒の受入れ方策について

【経緯】

○平成12年7月、大阪府教育委員会が、大阪府学校教育審議会に対して諮問していた**高等学校における知的障害のある生徒の受入れ方策について**、平成13年度から5年間実施してきた調査研究の成果と課題を検証し、今後の方向性を示した。

【構成】

はじめに……………国、府における障害教育の状況等について

I章 調査研究について……………調査研究の経緯及び内容等について

II章 調査研究の検証と課題……………選抜のあり方、教育課程、卒業後の進路等について

III章 今後の方向性……………調査研究を継承する取組み、趣旨を活かした取組みについて

IV章 実施に向けての課題……………教職員の資質向上、周知と理解促進、国への要望等について

【今後の方向性】

調査研究における成果や課題等の検証の結果、大阪府が全国に先駆けて知的障害のある生徒の高等学校への受入れを施策として展開していく意義は大きい。

今後、課題解決にも努めながら知的障害のある生徒が高等学校で学ぶための施策を計画的に推進していくことが必要である。

【調査研究を継承する取組み】

調査研究の成果を引き継ぎながら、知的障害のある生徒を対象とした入学者選抜を実施し、高等学校における教育を展開していく必要がある。

* 高等学校の学科内に「知的障害生徒特別支援コース（仮称）」を設置すること

【調査研究の趣旨を活かした取組み】

国制度を活用しながら高等学校で共に学ぶ取組みを研究する。

* 高等学校と特別支援学校が連携する等のモデル校を新たに指定し、課題の解決を行う。

上記の高等学校の配置は、府内全域において知的障害のある生徒が志願できるよう、現行及び将来の高等学校の通学区域を踏まえて地域バランスを保ち、検討する必要がある。

・資料Ⅱ－１《入学者選抜方針》

平成 21 年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針からの一部抜粋

Ⅵ 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

- 1 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜を実施する高等学校は別に定める。
- 2 本入学者選抜を志願することのできる者は、次の(1)～(4)のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 平成 21 年 3 月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者
 - (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者
 - (3) 在籍する中学校の校長の推薦を受けた者
 - (4) 自主的な通学が可能で、ともに学ぼうとする意欲のある者
- 3 中学校長が提出する書類は、調査書及び推薦書とする。
- 4 入学者の選抜は、調査書、推薦書及び面接を資料として行う。
- 5 出願期間、面接及び合格者発表の期日は次のとおりとする。

出 願 期 間	面 接	合 格 者 発 表
2 月 17 日(火) 及び 2 月 18 日(水)	2 月 20 日(金)、23 日(月)、24 日(火)、25 日(水)のうち 一日	3 月 3 日(火)

- 6 本入学者選抜の合格者で、平成21年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校高等部入学者決定又は大阪市立特別支援学校高等部入学者決定に出願している者は、その受検資格を失う。
- 7 本入学者選抜のうち合格者数が募集人員に満たない高等学校にあつては、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜を実施する。

・資料Ⅱ－２《入学者選抜実施要項（H21 要項）》

第6 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

自立支援選抜に志願することのできる者は、「第1 一般的な事項」の「Ⅱ 応募資格」の1に該当する者のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- ① 平成21年3月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者
- ② 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者
- ③ 在籍する中学校長の推薦を受けた者
- ④ 自主的な通学が可能で、ともに学ぼうとする意欲のある者

I 出 願

- 1 出願校は1校に限る。
- 2 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月17日	火	午前9時～午後4時
2月18日	水	

- 3 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

- (1) 入学志願書（様式1－1）〔57～58ページ〕
- (2) 自己申告書（様式7－3）〔72～73ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とするが、志願者が保護者と相談のうえ、保護者が記入してもよい。

- (3) 療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写し
- (4) 入学検定料

ア 府立の高等学校への志願者については、納付書（府立全日制、多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面にはりつけて提出する。

イ 大阪市立の高等学校への志願者については、出願時に当該高等学校において入学検定料 2,200円を現金で納入する。

- (5) 「第1 一般的な事項」の「Ⅱ 応募資格」の1(2)に該当する者は、入学志願特別事情申告書（様式6）〔68ページ〕又は志願先高等学校を所管する教育委員会が交付した承認書及びその関係書類

Ⅱ 学力検査

学力検査は実施しない。

Ⅲ 面 接

- 1 面接の実施日については、次のとおりとする。

実 施 日		高 等 学 校 名
2月20日	金	八尾翠翔、柴島、市立桜宮、市立東淀工業
2月23日	月	_____
2月24日	火	園芸、松原、堺東、貝塚
2月25日	水	阿武野、枚方なぎさ、西成

（注）「高等学校名」欄の市立の高等学校は、大阪市立の高等学校である。

- 2 面接は、志願者全員について、各高等学校長が当該高等学校において行う。
- 3 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。

- 4 面接は、保護者の同伴を原則とする。
- 5 面接の時間については、出願時に、当該高等学校長が示す。

IV 入学者の選抜

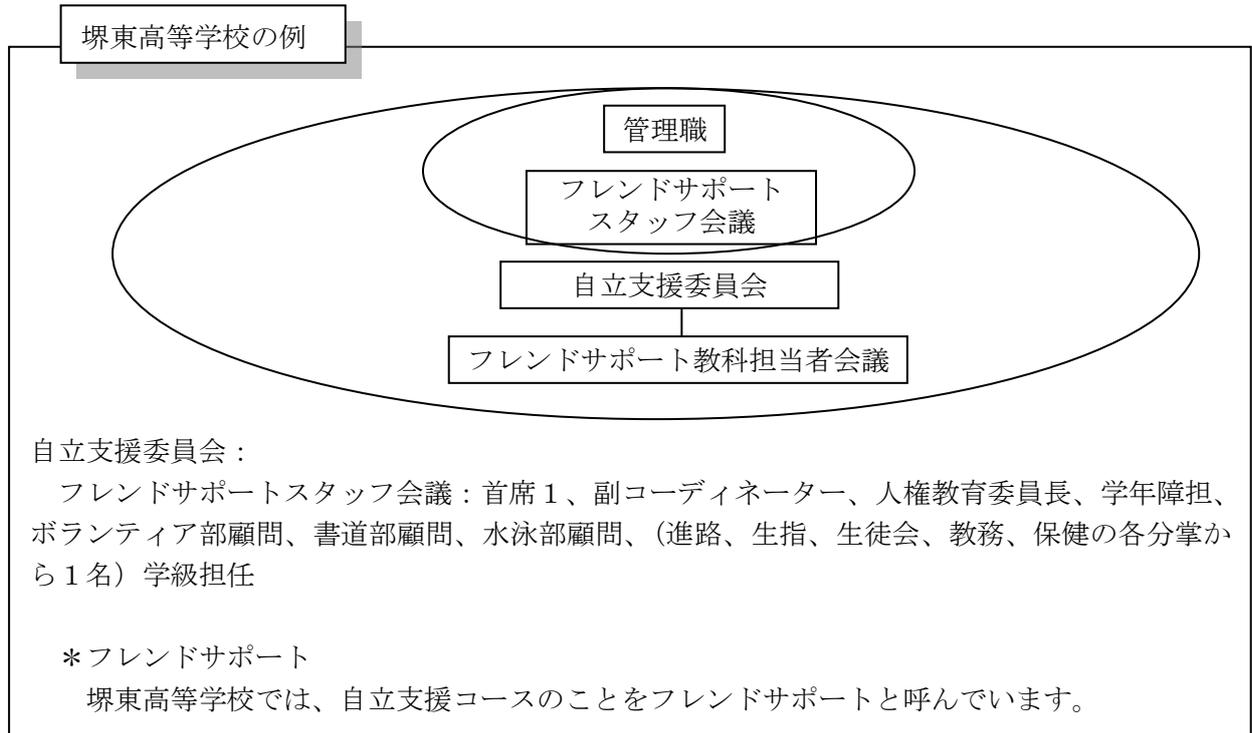
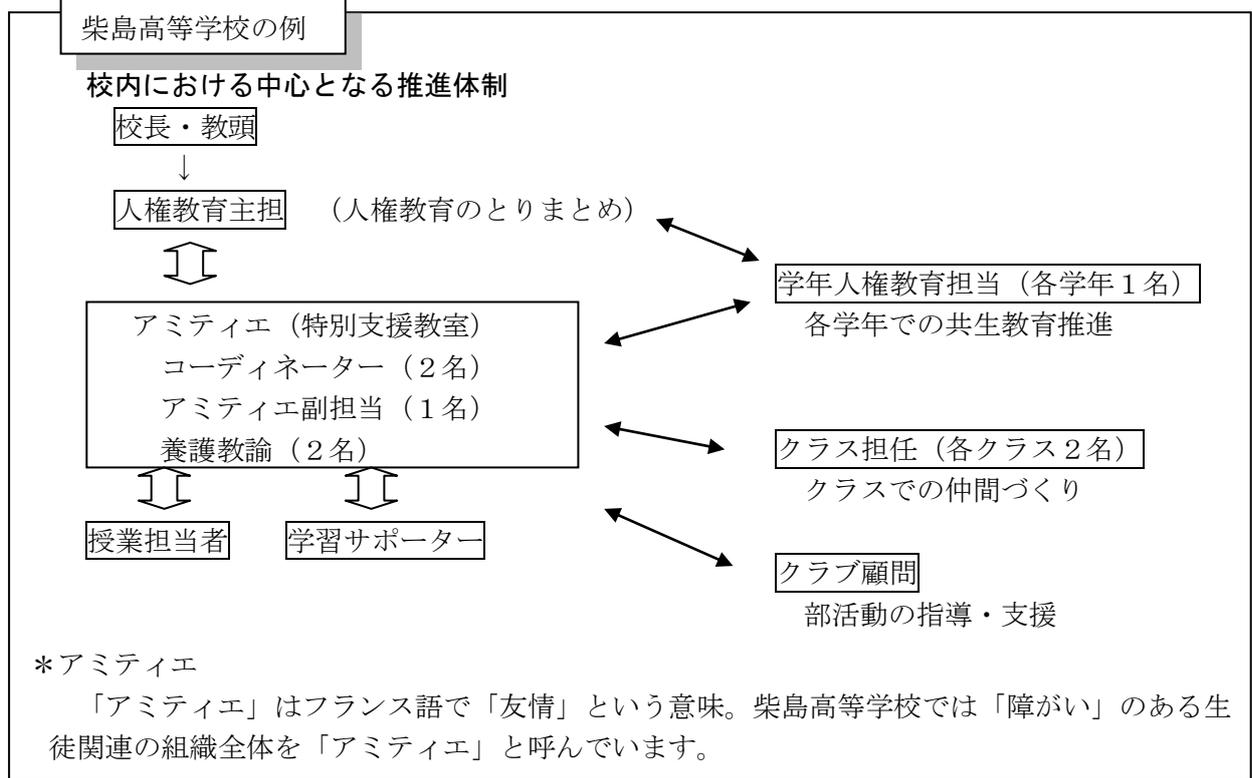
高等学校長は、次の要領により入学者の選抜を行う。

- 1 高等学校長は、選抜のための補助機関として、教職員をもって選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。
- 2 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。
- 3 高等学校長は2月6日（金）までに選抜実施計画を所管の教育委員会に報告する。

V 合格者の発表

合格者の発表は、**3月3日（火）午後2時**に各高等学校において行う。

・資料Ⅱ－3 《校内支援体制状況の例》



【二次関数】

グラフをかこう。

(計算)

(式) 線を表わしている

$$y = x^2 + 4x + 1$$

$$x = 1, y = () \times () + 4 \times () + 1$$

$$x = 0, y = () \times () + 4 \times () + 1$$

$$x = -1, y = () \times () + 4 \times () + 1$$

$$x = -2, y = () \times () + 4 \times () + 1$$

(表) グラフの点を表わす数

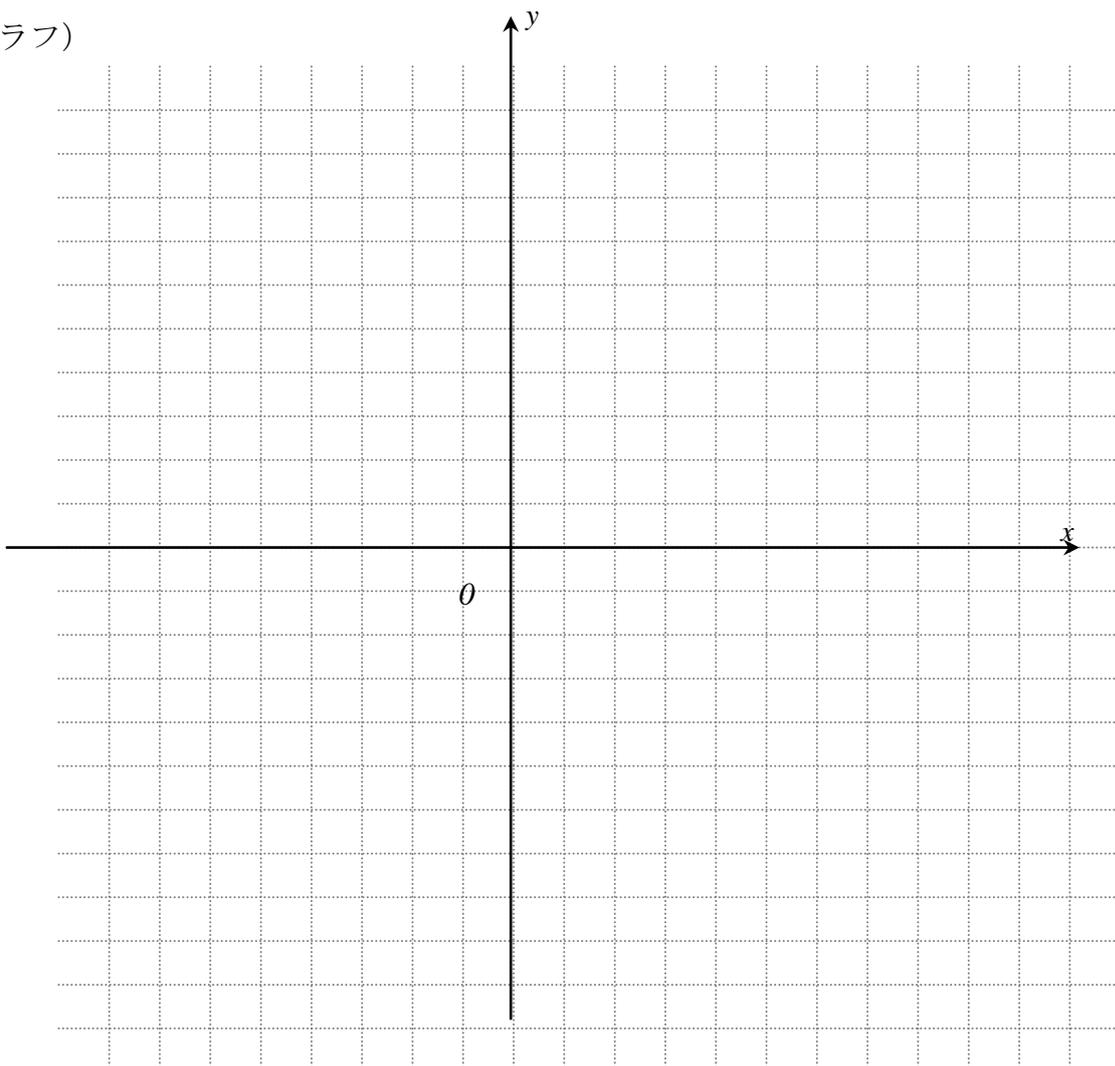
x	-5	-4	-3	-2	-1	0	1
y							

$$x = -3, y = () \times () + 4 \times () + 1$$

$$x = -4, y = () \times () + 4 \times () + 1$$

$$x = -5, y = () \times () + 4 \times () + 1$$

(グラフ)



資料Ⅱ－５ 《府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について（通知）》

教委教務 第514号

平成13年9月12日

府立高等学校長 様

教育振興室長

府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について（通知）

本府において、障害のある児童・生徒の教育については、一人ひとりの障害の状況等に配慮しつつ、その可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会参加・自立する人間の育成を図ることをねらいとして、これまで推進してきたところである。

近年、府立高等学校においても、障害のある生徒が多数学んでおり、障害の有無にかかわらず、「共に学び共に育つ」という理念に基づいて教育を行うことが求められている。

このことを踏まえ、各学校においては、下記の点について十分留意の上、障害のある生徒に対する学習指導及び評価を行うよう教職員に周知願います。

記

- 1 障害のある生徒の指導については、教職員の共通理解を図るとともに、その障害の種別や程度等に応じて、特別な配慮のもとに、可能性を最大限に伸ばすよう、きめ細かく行うこと。
- 2 生徒一人ひとりの実態に即した適切な指導を行うため、障害の状況を把握し、家庭、専門医等とも連絡を密にして、指導目標を設定するとともに、指導内容・指導方法を工夫すること。
その際、盲学校、聾学校及び養護学校における学習指導方法等も参考にすること。
- 3 教育課程の編成については、「学校設定教科・科目」の開設、教科・科目の選択や単位数の増減などについて弾力的な対応を行うこと。また、生徒の障害の状況によって、教育課程の変更を行う必要が生じた場合には、教育委員会と協議を行うこと。
- 4 評価に当たっては、評価のあり方や評価の方法を生徒の障害の状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。その際、特に、知識の量のみを測るのではなく、生徒の学習の過程や成果、進歩の状況などを積極的に評価すること。
- 5 評価の通知については、生徒が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題を設定し意欲的に学習に取り組めるよう、必要に応じて、その形式・方法及び時期等を工夫すること。
- 6 進級・卒業の判定について、本通知文の趣旨を踏まえて、内規の見直しを行うなど、柔軟な対応を行うこと。

・資料Ⅲ－１《入学者選抜方針》

平成２１年度大阪府立たまがわ高等支援学校入学者選抜方針

大阪府立たまがわ高等支援学校（以下「学校」という。）の入学者選抜は、本校及び大阪府立枚岡樟風高等学校内に設置する共生推進教室について、それぞれ以下の方針に基づいて学校の校長が行う。

I 本 校

1 本校への入学を志願することのできる者は、平成２１年３月に中学校若しくはこれに準ずる学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者のうち、次の(1)～(4)のいずれにも該当する者とする。

(1) 本人及び保護者の住所が原則として大阪市を除く大阪府内にある者

（注）住所とは、住民登録又は外国人登録されている居所である。

以下同じ。

(2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がい有すると判定を受けた者

(3) 在籍する中学校等の校長の推薦を受けた者

(4) 自主的な通学が可能で、就労を通じた社会的自立をめざしている者

2 入学者の選抜は、中学校等の校長が提出する調査書、推薦書並びに入学のための面接及び検査（以下「検査等」という。）の結果を総合的に評価して学校の校長が行う。

3 検査等は、学校の校長が当該学校において行う。

4 出願期間、検査等及び合格者発表の期日は次のとおりとする。

出願期間	検査等	合格者発表
2月17日（火）及び 2月18日（水）	検査2月24日（火） 面接2月25日（水）	3月3日（火）

5 募集人員は、別に定める。

6 合格者数が募集人員に満たないときは、追加募集を行う。

7 本入学者選抜に出願する者は、平成２１年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち前期入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜、能勢地域連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、平成２１年度大阪府立工業高等専門学校入学者選抜並びに本入学者選抜方針Ⅱの大阪府立枚岡樟風高等学校内に設置する共生推進教室への志願において併願することができない。

本入学者選抜の合格者は、平成２１年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち後期入学者選抜及び二次入学者選抜に出願することができない。本入学者選抜の合格者で平成２１年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校高等部入学者決定又は大阪市立特別支援学校高等部入学者決定に出願している者は、その受検資格を失う。

8 入学者選抜の実施に関し本方針に定めることのほか必要な事項は、府教育委員会教育長が入学者選抜実施要項で定める。

II 大阪府立枚岡樟風高等学校内に設置する共生推進教室

1 共生推進教室を志願することのできる者は、平成21年3月に大阪府内の中学校等を卒業する見込みの者のうち、次の(1)～(4)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人及び保護者の住所が原則として大阪府内にある者
- (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がい有すると判定を受けた者
- (3) 在籍する中学校等の校長の推薦を受けた者
- (4) 自主的な通学が可能で、ともに学ぼうとする意欲がある者

2 入学者の選抜は、中学校等の校長が提出する調査書、推薦書及び入学のための面接の結果を資料として学校の校長が行う。

3 面接は、学校の校長が当該学校において行う。ただし、学校の校長が指定する別の場所で行うことがある。

4 出願期間、面接及び合格者発表の期日は次のとおりとする。

出願期間	面接	合格者発表
2月17日(火)及び 2月18日(水)	2月24日(火)又は 2月25日(水)	3月3日(火)

5 募集人員は、別に定める。

6 合格者数が募集人員に満たないときは、追加募集を行う。

7 本入学者選抜に出願する者は、平成21年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち前期入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜、能勢地域連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、平成21年度大阪府立工業高等専門学校入学者選抜並びに本入学者選抜方針Iの本校への志願において併願することができない。

本入学者選抜の合格者は、平成21年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち後期入学者選抜及び二次入学者選抜に出願することができない。本入学者選抜の合格者で平成21年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校高等部入学者決定又は大阪市立特別支援学校高等部入学者決定に出願している者は、その受検資格を失う。

8 入学者選抜の実施に関し本方針に定めることのほか必要な事項は、府教育委員会教育長が入学者選抜実施要項で定める。

・資料Ⅲ－２《入学者選抜実施要項》

○ 平成２１年度大阪府立たまがわ高等支援学校入学者選抜実施要項 第２ 大阪府立枚岡樟風高等学校内に設置する共生推進教室

I 応募資格

大阪府立枚岡樟風高等学校（以下「枚岡樟風高校」という。）内に設置する共生推進教室に係る選抜に志願することのできる者は、

- ① 平成21年3月に大阪府内の中学校等を卒業する見込みの者
- ② 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者
- ③ 在籍する中学校等の校長の推薦を受けた者
- ④ 自主的な通学が可能で、ともに学ぼうとする意欲がある者のいずれにも該当し、次の(1)又は(2)に該当する者とする。
 - (1) 通学区域内の中学校等を卒業する見込みの者であって、本人及び保護者の住所が通学区域内にある者
 - (2) 前項(1)以外の者のうち、以下の「Ⅶ 入学志願者の審査等」の定めにより、入学志願特別事情申告書又は大阪府教育委員会の承認書を提出する者

II 募集人員

共生推進教室の募集人員は、別途発表する。

III 通学区域

通学区域は、大阪府内全域とする。

IV 出願、面接、入学者の選抜等

1 出願

- (1) 出願手続は、枚岡樟風高校において行う。
- (2) 出願期間及び出願時間は、次のとおりとする。

2月17日	火	午前9時～午後4時
2月18日	水	

- (3) 志願者は、出願手続の際、下記の書類等を高等支援学校の校長に提出する。（郵送は認めない。）

ア 入学志願書（様式 a）〔25ページ〕

イ 自己申告書（様式 b）〔27・28ページ〕

自己申告書は、原則として志願者の自筆とするが、志願者が保護者と相談のうえ、保護者が記入してもよい。

ウ 療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写し

エ 第2の「I 応募資格」の(2)に該当する者は、入学志願特別事情申告書（様式 c）〔29ページ〕又は大阪府教育委員会が交付した承認書及びその関係書類

2 調査書及び推薦書

- (1) 中学校等の校長は、志願者の調査書（様式 d）〔31・32ページ〕及び推薦書（様式 e）〔33・34ページ〕を、2月17日（火）から2月20日（金）午前10時までに枚岡樟風高校を通じて高等支援学校の校長に提出する。

- (2) 調査書及び推薦書は、この要項の「Ⅷ 調査書及び推薦書の作成要領」に従い、平成21年1月末日現在をもって作成する。
- (3) 中学校等の校長は、作成のための補助機関として、教職員をもって調査書及び推薦書作成委員会を組織し、作成の公正を期する。
- (4) 高等支援学校の校長は、調査書及び推薦書中に理解困難な事項があった場合は、中学校等の校長に説明を求めることができる。

3 面接

- (1) 面接は、2月25日（水）に、自己申告書に基づき、個人面接で行う。なお、面接は保護者の同伴を原則とする。
- (2) 面接は、志願者全員について高等支援学校の校長が、枚岡樟風高校において行う。
- (3) 面接の時間については、出願時に示す。

4 入学者の選抜

- (1) 高等支援学校の校長は、選抜のための補助機関として、教職員をもって選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。
- (2) 選抜委員会には、助言者として枚岡樟風高校の校長が参加できる。
- (3) 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。

5 合格者の発表

合格者の発表は、**3月3日（火）午後2時**に枚岡樟風高校において行う。

V 中学校等における進学指導

中学校等の校長は、高等支援学校の校長とあらかじめ連絡をとるとともに、志願が適切なものとなるよう保護者に周知すること。

VI 留意すべき事項等

- (1) 入学志願書の提出後は、書類は一切返還しない。
- (2) 共生推進教室に係る選抜に出願する者は、平成21年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち前期入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜、能勢地域連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、平成21年度大阪府立工業高等専門学校入学者選抜並びに本入学者選抜実施要項「**第1 本校**」への志願において併願はできない。
- (3) 共生推進教室に係る選抜の合格者は、平成21年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち後期入学者選抜及び二次入学者選抜に出願することができない。また、共生推進教室に係る選抜の合格者で平成21年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校高等部入学者決定又は大阪市立特別支援学校高等部入学者決定に出願している者は、その受検資格を失う。
なお、高等支援学校の校長は、共生推進教室に係る選抜の合格者の氏名を速やかに中学校等の校長に通知する。
- (4) この要項の違反又は虚偽若しくは不正等が判明した場合は、高等支援学校の校長は大阪府教育委員会と協議のうえ、その生徒の入学を取り消す。
- (5) 高等支援学校の校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握するよう努めること。
- (6) 高等支援学校の校長は、志願者数、受検者数、合格者数並びに入学状況及び面接実施結果を大阪府教育委員会に報告する。



教育委員会事務局教育振興室 支援教育課 平成21年6月発行
〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目／TEL 06(6944)6890
この冊子は、1400部印刷し、一部あたりの単価は〇〇.〇円です。